

# 消費生活協同組合模範定款例

< 消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて >

(消費)生活協同組合定款

## 目次

- 第1章 総則(第1条 - 第5条)
  - 第2章 組合員及び出資金(第6条 - 第19条)
  - 第3章 役職員(第20条 - 第44条)
  - 第4章 (総代会及び)総会(第45条 - 第60条)
  - 第5章 事業の執行(第61条 - 第62条)
  - 第6章 会計(第63条 - 第75条)
  - 第7章 解散(第76条 - 第77条)
  - 第8章 雑則(第78条 - 第80条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

#### <第1条（目的）関係>

##### 1 組合の定義

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、一定の地域又は職域による人と人との自由な結合体であって、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする、生協法に基づく法人格を与えられた非営利の組織体である。

##### 2 組合に関する法令

組合に関する法律には、「消費生活協同組合法」（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）がある。この法律は、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする」（法第1条）もので、組合の組織と運営に関する基本的事項が規定されている。この法律の委任を受け、「消費生活協同組合法施行令」（平成19年政令第373号）、「消費生活協同組合法施行規則」（昭和23年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号。以下「施行規則」という。）及び「消費生活協同組合法施行規程」（平成20年3月厚生労働省告示第139号）が定められている。

##### 3 組合の定款

(1) 組合の定款は、組合の組織と運営に関する根本的な自治規範で、組合の権利能力及び行為能力を定めたものである。

法においては、「定款の定めるところにより」として組合の自主性を尊重してこの自治規範に委ねている事項が多く、定款は組合が組合員の自由な意思に基づき運営されるよう設定し、又は変更しなければならないものである。

(2) 定款は、設立の際にその案を発起人（組合を設立するには、その組合の組合員になろうとする者20人以上、連合会を設立するには、2以上の組合）が作成し（法第54条）、創立総会で議決しなければならないもので（法第56条第1項）、発起人は、創立総会の議決があったときは設立認可の申請に際して定款を行政庁に提出しなければならない（法第57条第1項）ものである。組合設立後の定款の変更については、第51条（解説）2を参照のこと。

(3) 定款に規定された事項は、もとより法令に違反するものであってはならず、法令に抵触する規定は無効なものであるが、法令に違反しない限り定款の規定は、

組合員、組合役職員及び組合の総（代）会を全て拘束するもので、これらの者が定款に違反して行動することは許されない。

(4) 法第26条第1項において定款に記載すべき事項として、次の事項が規定されている。

- ア 事業
- イ 名称
- ウ 地域又は職域
- エ 事務所の所在地
- オ 組合員たる資格に関する規定
- カ 組合員の加入及び脱退に関する規定
- キ 出資1口の金額及びその払込みの方法並びに1組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定
- ク 第1回払込みの金額
- ケ 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- コ 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定
- サ 組合員の権利義務に関する規定
- シ 事業の執行に関する規定
- ス 役員に関する規定
- セ 総会に関する規定
- ソ 事業年度
- タ 公告方法
- チ 共済事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度
- ツ 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- テ 現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数

(5) 法第26条第2項の規定により、行政庁（地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を越える組合については厚生労働大臣、その他の組合については主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（法第97条）。以下同じ。）は、模範定款例を定めることができるとされており、本模範定款例はこの規定に基づいて定められたものである。

(6) 組合の自治規範としては、定款のほかに、規約及び規則等があるが、これについては、第51条（解説）3及び第33条（解説）3を参照のこと。

#### 4 組合の基準等

法第2条第1項において、組合の具備すべき要件として、

一定の地域又は職域による人と人との結合であること。

組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。

組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。

組合の剰余金を出資額に応じて割り戻す場合には、その限度が定められていること。

を掲げ、この要件を欠くに至った場合には、行政庁は報告を徴し、又は検査を行い、必要な措置をとる旨命じた後に、組合の解散を命ずることができることとされている（法第95条）。

また、法第2条第2項において、「消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。」と規定され、組合が特定の政党の党利党略に利用されることを特に禁止している。

このほか、組合運営上重要な事項は、法第8条に規定する労働組合との関係、法第9条に規定する最大奉仕の原則、法第11条に規定する事業の機会均等、法第12条に規定する事業の利用（員外利用の禁止）及び法第13条の2に規定する他の団体との関係である。

労働組合との関係については、「この法律は、労働組合法（昭和24年法律第174号）による労働組合が、自主的に第10条第1項に規定する事業を行うことを制限し、又はこれに不利益を与えるものではない。」と規定され、組合と密接な関係を有する労働組合の行う福利事業、共済事業等との関係が規定されている。

最大奉仕の原則については、「組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。」と規定され、組合の事業運営の理念は、営利の追求ではなく、直接に組合員の生活の文化的経済的改善向上にある旨が明らかにされている。

事業の機会均等については、「組合は、前条の事業（本定款例第3条に掲げる事業）を行うにあつて、特別の理由がない限り、同種の事業を行う他の者と同等の便益を受けることを妨げられない。」とされ、一般商業者との公正な競争のため、一般商業者との間で差別扱いをして、組合が商業者よりも不利な立場に追い込まれることを防いでいる。

事業の利用については、「組合員は、その意に反して、組合の事業を利用することを強制されない。」（法第12条第1項）として、組合事業の利用の強制を禁止し、組合事業の利用は組合員自らの意思によるべき旨を明らかにしている。また、組合員の家族による組合事業の利用については、「定款に特に定めのある場合を除くほか、組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については、これを組合員とみなす。」（法第12条第2項）と規定されているが、このことについては第61条（解説）参照のこと。

なお員外利用については、次の5を参照のこと。

他の団体との関係については、「組合は、組合に関係がある事業を行うため必要であるときは、組合の目的及び他の法律の規定に反しない限り、他の法人又は団体に加入することができる。」と規定され、組合事業の円滑な発展のための他の団体等への加入が認められている。

## 5 員外利用の禁止

組合事業の組合員以外の者への利用については、消費者の相互扶助組織であるという生協制度の本旨を踏まえ、員外利用は原則禁止されており、員外利用させることができる場合を法令上限定列挙するとともに、その場合の利用限度を定めたものである。法第12条第3項に「組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。」と規定され、同項各号において、利用限度がない場合として、

ア 自動車損害賠償責任共済契約（契約締結者の相続等の場合）

イ 災害時の緊急物資の提供

ウ 行政からの委託事業

エ 特定の物品を供給する事業

オ 体育施設、教養文化施設の利用

を規定し、また、同条第4項において、利用限度がある場合として、

カ 医療事業

キ 福祉事業

ク 当該職域に係る者（職域生協の母体企業や大学）による購買事業の利用

ケ 山間僻地における物品の提供

コ 組合員以外の者に利用させることが適当であると認められる事業として厚生労働省令に定めるもの

を規定している。

コの「厚生労働省令に定めるもの」としては、

保育所等への食材等への提供

職域組合における職務等の理由による来訪者への物品の提供

生協間の物資提供

イベントを開催した場合の物品の提供

災害時に避難した者への物品の提供

配送により、一月以内の試行的利用を希望する者への物品の提供

職域組合における職務等の理由による来訪者等の利用事業の利用

山間僻地における利用事業の利用（その地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。）

納骨堂の利用

を規定している。

また、利用限度がある場合については、以下の区分に応じ、組合員及び非組合員の利用分量を把握することが必要である。

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| ・医療事業（カ）      | 組合員利用の100/100を上限           |
| ・福祉事業（キ）      | 組合員利用の100/100を上限           |
| ・供給事業（ク、ケ、コ～） | 組合員利用の20/100を上限            |
| ・利用事業（コ、）     | 利用事業の種類ごとに、組合員利用の20/100を上限 |
| ・利用事業（コ）      | 組合員利用の100/100を上限           |

なお、ケ及びコについては、行政庁の許可が必要であり、当該許可については、個々のケースに応じ、生協の本旨やその公共性、公益性、利用分量の把握方法の適切性等の観点から許可をするものである。また、ケ並びにコ、 、 、 及び の供給事業については、同条第5項において、「行政庁は、前項第2号又は第3号の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下次項において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、前項第2号又は第3号の許可をしてはならない。」と規定されている。

また、法第12条第6項において、行政庁は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、

ア 同条第3項ただし書又は同条第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること

イ 同条第3項ただし書又は同条第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であることが不明瞭である者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと

という措置をとるべきことを命ずることができる旨が規定され、組合の供給事業の適正化、円滑化を図ることとしているのである。なお、組合が行政庁の許可なく組合員以外の者への事業の利用を行った場合には、行政庁は、検査を行い、必要な措置をとる旨命じた後にその組合の解散を命ずることができる（法第95条）とともに、組合の理事は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第2号）。さらに、組合の理事であつて前述のア又はイの措置を採るべき行政庁の命令に違反した者も20万円以下の過料に処せられることとされている（法第100条の2）。

## 6 組合に対する監督等

組合は、国民の自発的な生活協同組織であるから、その活動にあたっては自主性が尊重されなければならないものであるが、一方、組合は、法に基づいて設立され、法の保護を受けるものである以上、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は組合の自治規範である定款若しくは規約に違反した活動を行ってはならないことも当然である。

この意味から、法においては、法令による規制とは別に行政庁による監督を組合の自主性と活動の自由を阻害しない範囲で定め、組合事業の適正化とその円滑な発達を期することとしている。

法第93条において、「行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとき、又は組合からその業務又は会計の状況に関し報告を徴することができる。」と規定され、行政庁に報告徴収権を与え、この規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金（共済事業

を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあっては、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金)に処することとしている(法第99条第2項)。

なお、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して上記の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人に対しても30万円以下の罰金刑(共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあっては、2億円以下の罰金刑)が科せられる(法第99条の3第1項第3号)。

次に、「行政庁は、組合に関する行政を適正に処理するために、組合から、毎年1回を限り、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関して必要な報告を徴することができる。」(法第93条の2)とされ、行政庁に対しては組合の全般について毎年状況報告を徴する権利が与えられている。

また、共済事業を行う組合に対しては、特に法第93条の3第1項において、「行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その業務又は会計の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定され、さらに第2項において、「行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。」とされ、組合の子会社等や組合から業務の委託を受けた者に対する報告徴収権が与えられている。

さらに、法第94条において、「組合員が、総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。」(同条第1項)、「行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとき、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。」(同条第2項)、「行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。」(同条第3項)、「行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査をしなければならない。」(同条第4項)、「行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。」(同条第5項)と規定され、行政庁に検査権が与えられている。なお、同条第2項及び第3項の「必要があると認めるとき」に行う検査とは、法令の不遵守等を疑うに相当の理由があるときに行う検査に限らず、実際の事業実施の状況等を確認するために定期的に行う検査等、具体的な問題の把握を前提としない検査も含むものである。

検査とは、金銭その他の物品、帳簿書類の検査をしたり、役職員に対して質問をしたりする等をいうのであって、この検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は30万円以下の罰金（共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあっては、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処せられることとされている（法第99条第2項）。なお、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して上記の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人に対しても30万円以下（共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあっては、2億円以下）の罰金刑が科せられる（法第99条の3第1項第3号）。

また、行政庁は法第93条の規定により報告を徴し、又は上記の検査を行った場合において、その組合が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、その命令に従わないときは、組合に対し、役員解任を命じ、又は期間を定めて、その事業の停止を命ずることができるとともに、組合の業務又は会計が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反し、又は次のイに掲げる事由に該当する場合において、必要な措置の命令に従わないときは、その組合の解散を命ずることができるとされている（法第95条）。

ア その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反していること。

イ 正当な理由がなくて1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後1年以内にその事業を開始しないこと。

ウ アに掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。

なお、組合が上記の事業の停止命令に違反して事業を行ったときは、その組合及び理事は、50万円以下の罰金に処せられる（法第99条第1項）。

このほか、共済事業の監督については、「共済事業向けの総合的な監督指針」（平成20年3月31日付け厚生労働省社会・援護局長通知）が定められており、一方、貸付事業の監督については、「貸付事業向けの総合的な監督指針」（平成19年12月18日付け厚生労働省社会・援護局長通知）が定められている。

- 7 生活の文化的改善向上とは、生活の合理化及び改善のための組合員の教養及び人格の向上等、生活に即した文化の向上をいい、生活の経済的改善向上とは、組合員の日常の消費生活の合理化及び改善、生活水準の向上をいうものである。

（名称）

第2条 この組合は、（消費）<sup>（注）</sup>生活協同組合という。

（注） 組合の名称として「消費生活」という文字を使用する組合にあっては「消費生活協同組合」と、「消費生活」という文字でなく「生活」という文字を使用する組合にあっては「生活協同組合」と規定するものである。



< 第 2 条 ( 名称 ) 関係 >

1 組合の「名称」は、法第 26 条第 1 項第 2 号の規定により、定款の法定記載事項である。

2 組合の「名称」は、設立登記及び変更登記事項とされている ( 法第 74 条第 2 項第 1 号、第 75 条第 1 項 ) 。

( 1 ) 組合の設立の登記

組合の設立をした場合には、出資第 1 回の払込みがあった日から 2 週間以内に主たる事務所の所在地において次の事項を登記しなければならない、その登記をした後 2 週間以内に従たる事務所の所在地において同じ事項を登記しなければならない ( 法第 74 条 ) 。

ア 事業

イ 名称

ウ 地域又は職域

エ 事務所の所在地

オ 出資 1 口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額

カ 存立時期を定めたときは、その時期

キ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

ク 公告方法

ケ 公告方法として、電子公告を定款に定めた場合は、法令で定める事項

なお、組合の設立登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第 1 回の払込みのあったことを証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない、新設合併による組合の設立の登記の申請書には、上記の書面のほか、債権者に対する公告及び催告をしたこと、もし異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面並びに新設合併消滅組合 ( 当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。 ) の登記事項証明書を添付しなければならないこととされている ( 法第 83 条 ) 。

( 2 ) 組合の変更の登記

( 1 ) の事項中オを除く事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては 2 週間以内に、従たる事務所の所在地においては 3 週間以内に変更の登記をしなければならない、オの事項に変更を生じたときは、毎事業年度末現在により事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては 4 週間以内に、従たる事務所の所在地においては 5 週間以内に変更の登記をすることができることとされている ( 法第 75 条 ) 。

なお、組合の事務所の新設又は事務所の移転その他 ( 1 ) に掲げる設立登記事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する議事録などの書面を添付しなければならない、出資 1 口の金額の減少又は組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、上記の書面のほか、債権者に対する公告及び催

告をしたこと、もし異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資1口の金額の減少若しくは吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付し、さらに組合の合併による変更登記の申請書には、合併によって消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書も添付しなければならないこととされている（法第85条）。

（3）組合の登記は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所になるものとされている（法第82条）。

（4）組合は、法の規定により登記しなければならない事項については、その登記をした後でなければこれをもって第三者に対抗することはできず（法第7条）、また、法の規定による登記を怠ったときは、組合の理事若しくは監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第45号）。

なお、組合の登記には、商業登記法（昭和38年法律第125号）が準用されているので注意する必要がある。

### 3 「（消費）生活協同組合」

（1）組合は、法第3条第1項の規定により、その名称中に「消費生活協同組合（連合会）又は生活協同組合（連合会）」という文字を用いなければならない。一方、同条第2項の規定により組合（連合会）でないものはその名称中に消費生活協同組合（連合会）であることを示す文字又はこれらと紛らわしい文字を用いてはならず、この規定に違反した者は、10万円以下の過料に処せられる（法第101条）。

また、組合は、同条第3項の規定により、その名称を使用することを他人に許諾してはならないものである。

（2）組合の名称は、「（消費）生活 協同組合」というように「（消費）生活」と「協同組合」との間に、組合固有の地域又は職域を表す文字をおくべきではなく、その固有の文字は、例えば「東京（消費）生活協同組合」や「（消費）生活協同組合東京」とすべきである。

#### （事業）

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。（注）1

（1）組合員の生活に必要な物資を購入し（、これに加工し又は生産し）て組合員に供給する事業

（2）組合員の生活に有用な協同施設（第5号及び第6号に掲げるものを除く。）を設置し、組合員に利用させる事業

（3）組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業

- (4) 組合員の生活の共済を図る事業<sup>(注)2</sup>
- (5) 組合員に対する医療に関する事業<sup>(注)3</sup>
- (6) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの<sup>(注)3</sup>
- (7) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業<sup>(注)4</sup>
- (8) 前各号の事業に附帯する事業<sup>(注)3(注)5</sup>

(注)1 本条中第1号から第6号までは、現に組合が行っているもの及び行おうとしている事業を規定するものである。

(注)2 共済事業の受託事業のみを行う組合においても本号を規定し、第62条に「第3条第4号に規定する組合員の生活の共済を図る事業は、生活協同組合連合会が行う共済事業の受託共済事業とする。」というように規定するものである。また、本号の事業のうち、共済事業(法第10条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)又は受託共済事業(法第10条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)を行う組合で保険代理に関する事業を行う場合には別号として「保険代理に関する事業」と規定する必要がある。

(注)3 本号に規定する事業のうち、事業の実施に当たり行政庁の指定、委託又は許可を受ける必要がある等行政庁の関与する側面が強い事業については、行政庁関係部局と十分打ち合わせを行うことが必要とされるものである。

(注)4 本事業は、法第51条の4第4項に規定するように、毎事業年度における剰余金の一部を翌事業年度のこのための費用として支出するために繰り越さなければならないものとされていることから、組合として必ず行わなければならない事業であるので、必ず規定する必要がある。

(注)5 本事業は、組合の事業執行の円滑化のため、できる限り規定すべきものである。

#### <第3条(事業)関係>

- 1 組合の「事業」は、法第26条第1項第1号の規定により、定款の法定記載事項である。
- 2 組合の「事業」は、設立登記及び変更登記事項とされている(法第74条第2項第1号、第77条第1項)が、これについては、第2条(解説)2を参照のこと。
- 3 組合の行い得る事業は、法第10条第1項の規定により、本条に掲げてある事業に限られ、これ以外の事業を組合が営んだ場合には、行政庁は、検査を行い、必要な措置をとる旨命じた後に、その組合の解散を命ずることができる(法第95条)とともに、組合の理事は20万円以下の過料に処せられる(法第100条第1項第1号)。
- 4 組合員に供給する物資の品目及び組合員に利用させる協同施設の種類については

定款において明確に規定すべきであるが、特に本条においては規定せず、第62条において規定することとしたのは、本条において物資の品目及び協同施設の種類を規定した場合には、それらの事項の変更については、そのつど変更登記をしなければならない（法第77条第1項）が、第62条において規定すれば、このような変更について総（代）会の議決及び行政庁の認可は必要としても、事業の変更登記までは必要なく、そのための煩雑な事務処理が省略できるからである。

- 5 「協同施設」とは、土地、建物（住宅）、器具、機械等の物的施設、食堂、喫茶、美容院等の人的及び物的施設、さらには家屋の修繕員、庭師等の人的施設を含むものであり、このような施設を、組合が自ら施設し若しくはサービスを提供する場合、又は他人の施設を有償若しくは無償で借受け（組合が管理権を有している場合に限る。）、それを組合員に利用させる場合等多くのサービス事業が利用事業に含まれるものである。
- 6 「利用させる」とは、組合の管理下にある施設を使用若しくは収益させ、又は直接間接にサービスを提供することである。
- 7 「組合員の生活の共済を図る事業」についても、供給事業及び利用事業に関する規定との均衡上、具体的な事業種目は第62条において規定することとした。共済事業については、その性質上法令等において、他の事業と異なる規制が定められており、また法第26条の3の規定により、規約で、共済事業の実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。一方、貸付事業については、法第26条の4の規定により、規約で、その実施方法及び貸付けの契約に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。
- 8 第5号は法第10条第1項第6号に規定する医療事業を、第6号は法第10条第1項第7号に規定する福祉事業を定めるものであり、「供給事業」「利用事業」及び「組合員の生活の共済を図る事業」に関する規定との均衡上、具体的な事業品目は第62条において規定することとする。（第62条第4項及び第5項を参照のこと。）

（区域）

第4条 この組合の区域は、の地（職）（注）域とする。

（注） 地域により組合の区域を規定する場合は、「この組合の区域は、東京都千代田区の地域とする。」又は「この組合の区域は、神奈川県小田原市及び足柄下郡箱根町の地域とする。」というように規定し、職域により組合の区域を規定する場合は、「この組合の区域は、日本産業株式会社、日本産業労働組合、日本産業健康保険組合及び日本産業生活協同組合の職域とする。」又

は「日生工業株式会社、日生サービス株式会社及び日生商事株式会社の職域とする。」というように規定するものである。

< 第4条（区域）関係 >

- 1 組合の「区域」（地域または職域）は、法第26条第1項第3号の規定により、定款の法定記載事項である。
- 2 組合の「区域」は、設立登記及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第1号、第77条第1項）が、これについては、第2条（解説）2を参照のこと。
- 3 組合は、一定の地域または職域による人と人との結合体である。すなわち、組合の組織は、地域による組織（地域組合）と職域による組織（職域組合）との2種の組織があるので、本条は、組合の区域として、地域・職域の別及びその範囲を規定するものである。
- 4 地域組合は、原則として、都道府県の区域を越えて設立することができないが、同一の生活圏内に存在する他県組合の店舗等が利用できないという「県境問題」を解消するため、法第10条第1項第1号の事業の実施のために必要がある場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができるものである（法第5条第2項）。なお、共済事業を行っている組合については、法第10条第1項第1号の事業の実施のために必要がある場合であっても都道府県の区域を越えて設立することができない。

（事務所の所在地）

第5条 この組合は、事務所を 都（道府県） 市（区町村）に置く。

（事務所の所在地）

第5条 この組合は、主たる事務所を 都（道府県） 市（区町村）に、  
従たる事務所を 都（道府県） 市（区町村）に置く。<sup>（注）</sup>

（注） 従たる事務所を設ける組合にあつては、括弧書の例により本条を規定するものである。

< 第5条（事務所の所在地）関係 >

- 1 組合の「事務所の所在地」は、主たる事務所、従たる事務所を問わず法第26条第1項第4号の規定により、定款の法定記載事項である。
- 2 組合の「事務所の所在地」は、設立登記及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第2号、第77条第1項）が、これについては、第2条（解説）2を参照のこと。

- 3 組合は、主たる事務所の所在地をその住所とするものである（法第6条）。
- 4 組合が主たる事務所を移転したときは、2週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては設立登記事項（第2条（解説）2（1）を参照のこと。）を登記しなければならないものである。なお、同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもって足りるとされている（法第76条）。
- 5 組合の「事務所の所在地」は定款上は市区町村名まで規定すればよく、番地まで規定する必要はない。
- 6 「従たる事務所」とは、主たる事務所と所在地を異にし、主たる事務所の統括のもとではあるが、ある程度独立して組合の事業を管理運営する場所をいい、いわゆる物資の供給のみを行う供給所（店舗）及び供給所支所（出張所）のようなものは事務所には含まれない。
- 7 組合が成立後、従たる事務所を新たに設けたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内にその旨を登記し、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に設立登記事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては3週間以内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。なお、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことのみを登記すれば足りるとされている（法第75条）。

また、組合が従たる事務所を移転したときは、旧所在地において3週間以内に移転の登記をし、新所在地においては4週間以内に設立登記事項（第2条（解説）2（1）を参照のこと。）を登記しなければならないものである。なお、同一の登記所の管轄区域内において従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもって足りるとされている（法第76条）。

## 第2章 組合員及び出資金

本章は、「組合員たる資格に関する規定」、「組合員の加入及び脱退に関する規定」、「出資1口の金額及びその払込みの方法並びに1組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定」、「第1回払込みの金額」及び「組合員の権利義務に関する規定」を内容とするものであるから、法第26条第1項の規定により、定款の法定記載事項である。

### (組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に住所を有する(区域内に勤務する)<sup>(注)1</sup>者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する(区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた)<sup>(注)1</sup>者でこの組合の事業(施設)<sup>(注)2</sup>を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(注)1 地域組合にあっては、本条第1項を「住所を有する者」、第2項を「区域内に勤務地を有する者」と、職域組合にあっては、本条第1項を「区域内に勤務する者」、第2項を「区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者」と規定するものである。なお、職域組合のうち、法令で定める学校を職域とするもので当該学校の学生を組合員とする場合には、第1項を「区域内に勤務又は通学する者」と規定するものである。

(注)2 ここに規定する「施設」は、利用事業における協同施設という意味でなく、組合の事業全般を含めた意味であるが、「施設」という文字が適当でないと思われる場合は、「事業」と規定するものである。

### <第6条(組合員の資格)関係>

1 「住所」とは、各人の生活の本拠、すなわち生活の事実上の中心点となっている場所をいう(民法(明治29年法律第89号)第22条)。どの場所がその人の生活の中心点であるかは、客観的にその人の生活の実態に着目して決定されるべきであって、定住の意思に存することは必ずしも住所であるための必要条件ではない。住所は通常1人につき1個であるが、その人の生活関係のどの面を重く見るかにより、各種の生活関係についてそれぞれの生活の中心点、すなわち数個の住所を認めることも考えられる。

2 生協は、「一定の地域又は職域による人と人との結合」であり、この生協の本旨を踏まえた上で、なお、組合の事業(施設)を利用することによって、より日常生活の便益と生活文化の向上を期することができる者を「適当とするもの」とする。

例えば地域組合の場合は、組合の区域内の勤務先に常勤している者や、職域組合の場合は、一般の店舗等を利用するよりも組合の店舗を利用することによって生活

物資の購入のために非常な便益を得られる付近の住民等や一定期間当該区域内の勤務先に勤務しており、在職時に共済事業を利用していた定年退職者等である。

なお、職域組合において退職者を組合員とすることは、職域組合が実施する共済事業を利用する組合員は、在職時に長年にわたり利用していた共済事業を退職と同時に利用できなくなること、退職後に新たに保険に加入することは難しい等共済事業の利用が制約されると支障が生じる場合があることから、退職者が、その居住範囲に関係なく、引き続き職域生協の組合員となることができるよう措置されているものであり（法第14条第3項第2号）、例えば職域組合において当該区域内に数年間勤務していた者を、それだけをもって組合員とすることは好ましくない。

- 3 この「承認」は、その者の承認した当時の状態が続くことを条件としているもので、その者が承認した当時と異なった状態になった場合には、承認の効果が喪失するいわゆる解除条件付きの承認と解すべきものである。この承認は理事会で行うものであるが（第8条第2項）、理事会においては、あらかじめこの承認の基準を定め、この基準に適合する者からの加入申請の承認については、申請があったときに承認されたものとみなし、理事会に事後報告することにより承認する方法を採っても差しつかえない。

（加入の申込み）

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額（出資第1回の払込み金額）<sup>（注1）</sup>を添え、これをこの組合に提出しなければならない<sup>（注2）</sup>。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（注）1 組合加入者の組合に対する出資を第16条の規定により、全額一時払込みとしている組合にあっては、「出資金額」とし、分割払込みとしている組合にあっては、「出資第1回の払込み金額」と規定するものである。

（注）2 出資金の払込みを職域の給与控除によることとしている職域組合にあっては、本条第1項を「前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入申込書をこの組合に提出し、当該出資口数に相当する出資金額を給与控除の方法により速やかに払い込まなければならない。」と規定するものである。



< 第7条（加入の申込み）関係 >

- 1 「加入申込書」の様式については、申込者の氏名、住所（職域組合の場合は勤務先及び勤務地）、引き受けようとする出資口数及び申込年月日等を記載事項として組合で適宜定めておくことが望ましい。
- 2 組合は、組合員たる資格を有する者が任意に加入し、又は脱退することができるものであることをその存立要件（法第2条第1項第3号）としているものであって、法第15条第1項の規定により、組合はその組合員の数を制限することができず、また同条第2項の規定により、組合は組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないものである。  
この法第15条の規定に違反したときは、理事は20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第3号）。
- 3 「正当な理由」によって加入を拒むことができる者とは、組合員たる資格を有する者であっても、例えば加入申込前に組合の事業活動を妨害したことがある者や、組合内部の攪乱の意図を持って加入しようとしていることが明らかである者等で、拒否理由はあくまで客観的かつ具体的なものでなければならない。
- 4 「困難な条件」とは、新たに加入する者についてだけ加入金を徴収する、その加入金の支払いを条件として加入を認めるというような条件である。

（加入承認の申請）

- 第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。
- 2 この組合は、理事会において前項の申請を承認<sup>(注)1</sup>したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
  - 3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金（出資第1回の払込み金）<sup>(注)2</sup>の払込みをしなければならない。
  - 4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金（出資第1回の払込み金）<sup>(注)2</sup>の払込みをしたときに組合員となる。
  - 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（注）1 理事会で個別に承認するという方法ではなく、あらかじめ理事会等で組合加入の承認に関する基準を作成し、その基準に適合する者については、承認されたものとして取り扱い、理事会に事後報告する等の適切と認められる方法を探っても差し支えない。

（注）2 第7条（注）を参照のこと。

< 第 8 条（加入承認の申請）関係 >

- 1 「第 6 条第 2 項に規定する者」とは、「組合の区域内に勤務地を有する（区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた）者で、組合の事業（施設）を利用することを適当とするもの」である。
- 2 「加入承認申請書」の様式については、申請者の氏名、住所、引き受けようとする出資口数及び申請年月日のほか、第 6 条第 2 項に規定する者が組合員となることの組合の承認基準の確認に足りる事項等を記載事項として組合で適宜定めておくことが望ましい。
- 3 「承認」については、第 6 条（解説）3 を参照のこと。
- 4 「通知」については、第 7 9 条を参照のこと。

（届出の義務）

第 9 条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

< 第 9 条（届出の義務）関係 >

「資格を喪失したとき」とは、第 6 条第 1 項に規定する者については、同項に規定する組合員資格を喪失したときのことをいう。

例えば、地域組合の組合員については組合の区域外に転住したとき等、職域組合の組合員についてはその職域を退職又は転任したとき等である。なお、第 6 条第 1 項に規定する者が同条第 2 項に規定する要件に該当する者になったときであっても、その者は一旦資格を喪失し、別に組合の承認を受けることによって改めて組合に加入できるものであるから、「資格を喪失したとき」に該当するものというべきである。なお、第 6 条第 2 項の規定により組合員となった者については、組合から加入申請の承認を受けたときと異なった状態になったときには、承認の効果が喪失する（第 6 条（解説）3 を参照のこと。）ものであって、このようなときはここにいう「資格を喪失したとき」に該当するものである。

本条による資格の喪失は、法定脱退であるから、自由脱退の場合のように予告期間をおく必要はない。

（自由脱退）

第 1 0 条 組合員は、事業年度の末日の 9 0 日<sup>（注）</sup>前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

（注） 法第 1 9 条第 2 項の規定により、9 0 日以上 1 年以内の日数ならば任意に

定めて差し支えないが、あまり長期間にわたることは脱退の自由の原則からみて望ましくなく、一般的には90日位が適当であろう。

< 第10条（自由脱退）関係 >

- 1 組合員の自由意思による脱退は、あくまで自由であり、脱退の禁止又は脱退に組合の承認を要する等脱退制限の規定はいかなるものにしる定款上これを設けてはならない。
- 2 「事業年度の末日の90日前までに」というのは、民法第140条の規定により、事業年度の末日から90日をおいた以前の日、例えば事業年度の末日が3月31日である組合については、前年の12月31日までにということである。  
なお、事業年度の末日の属する年がうるう年の場合は、日数が1日ずれその年の1月1日までということになる。
- 3 上記のように、加入及び脱退はあくまで各人の自由であるべきであるが、組合は一つの事業体であることを考えると、組合員が何らの予告もなく突然に脱退することは、組合事業の遂行を阻害し、組合債権者の利益を害するおそれもあり、また事務処理上も不便が多いので、技術的制限として脱退の予告期間を規定するものである。
- 4 「事業年度の終わりにおいて」とは、「事業年度の末日の終了をもって」ということである。このように自由脱退の場合、事業年度の終わりに脱退するとしたのとは、事業年度の途中で脱退することを認め、かつ、その脱退のときに直ちに第13条に規定する払込済出資額の払戻しをすることとすると、組合のその年度における事業遂行に支障を生じ、払戻額算定の手続きが煩雑となり、かつ、組合債権者の利益を害するおそれがあるからである。事業年度の終わり以外の時期に脱退し、その脱退者が払込済出資額の払戻しを請求できるようなことは、組合とその組合員との間に合意があったとしても許されないものである。  
なお、脱退は事業年度の終わりの到来によって効果が生ずるものであるから脱退の予告をした組合員も、予告以降事業年度の終わりまでは、なお組合員としての権利及び義務を有していることは当然である。
- 5 住所変更等により所在不明となり、又は長期にわたり組合事業を利用しない等のいわゆる睡眠組合員については、総じて組合事業を長期間利用していないと思われる者が少なくないと推定されるため、これらの者については、除名を行うことになっている。  
しかしながら、住所変更届出を長期にわたり行わない所在不明組合員に対して、除名を行うことが困難な組合については、本条に第2項、第3項及び第4項として次の規定を設け、自由脱退による手続きを行って差し支えない。  
「2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、

当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総（代）会に報告するものとする。」

なお、第2項に規定する「2年間」は、最低限の年数であり、これより長い期間を定めることは差し支えないが、組合員管理上2～3年が望ましい。

（法定脱退）

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- （1）組合員たる資格の喪失
- （2）死亡
- （3）除名

<第11条（法定脱退）関係>

- 1 「組合員たる資格の喪失について」は、第9条を参照のこと。
- 2 「除名」については、第12条を参照のこと。

（除名）

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総（代）  
（注）1会の議決によって、除名することができる。

- （1）1年間<sup>（注）2</sup>この組合の事業（施設）を利用しないとき。
- （2）出資の払込み（過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払）を怠り<sup>（注）3</sup>、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- （3）この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総（代）<sup>（注）1</sup>会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総（代）<sup>（注）1</sup>会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

（注）1 総代を置いている組合にあつては「総代会」と、総代を置いていない組合にあつては「總會」と規定するものである。

（注）2 「1年間」は、組合の実情に応じて適当な年数を規定すればよいが、物資の供給事業を主とする組合ではおおむね1年とするのが適当であろう。なお、医療事業、共済事業又は住宅事業等を行う組合についても、組合の事業を長期間利用しないいわゆる睡眠組合員を無期限に放置しておくこと

は組合の事務処理上からも望ましくないので、このような場合を予想し、この規定は置くべきである。

- (注) 3 「出資の払込み(過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払)を怠り」は、組合員としての組合に対する義務の懈怠を掲げたものであって、それぞれの組合が組合員に負わせている具体的な義務の懈怠を、組合の実情によって規定すればよい。例えば、出資金を全額一時払込みにしている組合については、出資金を払い込まなければ、第7条又は第8条の規定により組合員になれないことから、「出資の払込み、過怠金の納付を怠り」は必要でなく、出資金を分割払込みとしている組合であっても第2回以降の出資金の払込みの過怠について過怠金を課す規定を定款上設けていない組合については、「過怠金の納付を怠り」は必要なく、また、生活物資の供給事業を行っていない組合については「供給物資の代金の支払いを怠り」は必要でない等である。

#### <第12条(除名)関係>

- 1 「除名」は、多数者の専制による乱用を防止しようという趣旨から、第2項及び第3項において諸種の制限を設けているのであるが、除名が総(代)会の議決を要し、さらにその総(代)会の議決は法第42条の規定により、半数出席を成立要件とし、3分の2以上の多数決を議決要件とする特別議決でなければならないとされている(第56条を参照のこと。)ことも、この制限の一つである。
- 2 「利用しないとき」とは、組合の事業(施設)との関係を全く絶っている状態をいうべきで、事業(施設)の直接の利用はなくとも、総(代)会に出席する、組合の主催する講習会等や組合員の自主的な福祉活動等に参加する、組合機関誌を購読する等何らかの意味で組合の事業に関係しているときは、これに含まれないと解すべきである。
- 3 「催告」及び「通知」については、第79条を参照のこと。
- 4 第1項第1号及び第2号は組合員として義務を履行しない場合の事由で、組合の人格及び事業の面より見れば消極的妨害事由であり、第3号は組合の人格及び事業面より組合の組織及び事業の発展を積極的に妨害する行為を除名事由として掲げたものである。
- 5 「5日前までに」というのは、民法第140条の規定により、総(代)会の会日から5日おいた以前の日、例えば5月1日に総代会を開催するときは4月26日までということである。
- 6 組合は、除名される旨のみでなく、本人が除名の議決をされようとする総(代)会で弁明する機会が与えられることを併せて通知しなければならず、この要件を欠いた総(代)会の議決は取り消し得るものというべきである。しかし、除名される

組合員が総（代）会において、現実に弁明したかどうかは問わない。

なお、組合員の除名を所定の通知なしに、又は弁明の機会を与えずに行ったときは、理事は20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第4号）。

- 7 法第20条第3項の規定により、「除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない」ので、組合が除名の通知をしない限り、その組合員は組合員としての事業の利用及び権利の行使をすることができる。なお、通知については、第79条を参照のこと。

（脱退組合員の払戻し請求権）

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定める<sup>（注）</sup>ところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

（1）第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

（2）第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

（注）払戻し請求権の範囲及び払戻し請求方法等は、組合の実情により、払込済出資額に相当する額の範囲内において適宜定めて差し支えない。

< 第13条（脱退組合員の払戻し請求権）関係 >

1 脱退した組合員が請求権を取得するのはその者が組合を脱退したとき、すなわち第10条の規定による自由脱退の場合は事業年度の終わりのとき、第11条の規定による法定脱退のうち、資格の喪失または死亡による脱退の場合はそれらの事由が発生したとき、除名による脱退の場合は総（代）会において除名の議決がなされたときである。

本条は、組合員に対し、払込済出資額の払戻し請求権を与えた規定であって、この組合員の請求権の行使に対して組合は請求されたとおりの払戻しをしなければならない債務を負うものである。

2 本請求権の時効については、次条に規定する組合の組合員に対する未払込出資額の払戻し請求権の時効と併せ、法第23条の規定により、「脱退の時から2年間これを行わないときは、時効によって消滅する。」とされている。

この「脱退の時から2年間」というのは、民法第140条及び第143条の規定により、脱退の日（自由脱退の場合は、事業年度の末日）の翌日を起算日とし、その起算日に応ずる2年目の日の前日までの間ということである。例えば、平成2

0年3月27日が脱退の日とすれば、この場合の時効期間は、平成20年3月28日を起算日とし、その日に相当する2年目の日、すなわち平成22年3月28日の前日の3月27日で満了することとなる。なお、うるう年の2月28日に脱退した場合は、2月29日が起算日となり、それに相当する2年目の日はないが、この場合は、2年目の2月末日が時効期間の満了日とされる。

なお、民法第166条の規定によれば、消滅時効は、権利の行使し得る時から進行し、具体的に権利を行使し得るに至らない間は進行しないものとされている。

組合員の組合に対する払込済出資額の払戻請求権は第1項の規定に従い、脱退のときから権利を行使し得るものであるから、時効の起算日は前述したとおりであるが、組合の組合員に対する未払込出資額の払込請求権は、次条第1項の規定に従い、事業年度の終わりにおける組合の財産の状況によって請求権の有無が確定することとなるので、脱退のときから事業年度の終わりまでは権利を行使し得る状態にないというべきであり、したがって、この場合の時効は脱退の日の属する事業年度の末日の翌日を起算日として進行するものと解すべきである。

また、消滅時効の進行は、一定の事実によって中断されて無に帰し、又は一時その進行を停止されるものであり、さらに時効の効果の発生は当事者の援用を必要とするものであるが、このような時効の中断、停止及び援用等については、民法の時効に関する諸規定（民法第144条から161条まで）が適用される。

- 3 組合においては、組合の財産についての出資口数に応ずる持分の払戻しは認められず、脱退した組合員に対しては、払込済出資額の範囲内でのみの払戻しが認められている。持分払戻しの場合は組合の財産について決算の結果、赤字である場合には赤字の額に応じ、黒字である場合には黒字の額に応じ、払戻しの額は増減されるものであるが、このように組合財産を個々の組合員に財産として分割することは、技術的にも多大の労力と困難さを伴うのみならず、組合自身の資産充実の面からも望ましい方法ではないので、そのような払戻制度は採られなかったものである（法第21条）。

なお、出資以外の持分の払戻しが禁止されているのは、脱退の場合のみで、組合の解散の場合における残余財産の配分については、第77条に規定するとおり持分払戻しも考えられる。

- 4 除名による脱退の場合は、組合員が何らかの意味で組合の事業遂行を阻害したものであるとすることができるので、その払戻額も他の事由による脱退の場合と異なり、払込済出資額の半額に止めることとした。

- 5 「債務」とは、その内容がどのようなものであるかを問わず、組合に対する債務の一切をいうものである。

（脱退組合員の払込み義務）<sup>（注）</sup>

第14条 この組合は、前条第3項の場合において、他の組合員に対するのと同一の

条件をもって、その年度内に脱退した組合員にその未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

(注) 出資の払込みを全額一時払込みとしている組合にあっては、本条は必要ない条文である。

< 第 1 4 条 (脱退組合員の払込み義務) 関係 >

1 「他の組合員に対するのと同じ条件」とは、組合員が脱退した場合に未払込出資額の払込みを請求する場合におけるその請求内容に関する条件が、現存の組合員のものと同じでなければならないということで、例えば現存の組合員の未払込出資額については払込請求をせず、脱退した組合員の未払込出資額についてのみ請求したり、脱退した組合員には未払込出資額の全額の請求をしたのに現存の組合員にはその一部しか請求しないというようなことがあってはならないものである。

2 本条は、組合に対し、未払込出資額の払込請求権を与えた規定であって、この組合の請求権の行使に対して組合員は、請求されたとおりに払込みをしなければならない債務を負うものである。

3 本条に規定する請求権の時効については、第 1 3 条 (解説) 2 を参照のこと。

(出資)

第 1 5 条 組合員は、出資 1 口以上を有しなければならない。

2 1 組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の 4 分の 1 <sup>(注) 1</sup> とする。 <sup>(注) 2</sup>

3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(注) 1 「4 分の 1」は、法第 1 6 条第 3 項の規定による最高限度であることから、さらにこれを組合の実情により、例えば、「5 分の 1」あるいは「6 分の 1」というように制限することは差し支えない。また、組合の実情に合わせて、1 組合員の有することのできる出資口数を具体的に 口と規定しても差し支えない。

(注) 2 連合会の会員にあっては、出資口数の限度の制限はないが、実情に応じて定めるものである。また、貸付事業実施組合については、4 分の 1 からさらに制限することが望ましい。

< 第 1 5 条 (出資) 関係 >

1 組合は、その行う事業のためには相応の資金を必要とする。この資金は、組合が組合員による人と人との結合体である以上、寄付や借入金をできうる限り排し、組



会員自らの資金によるべきであるといえるのであって、そのため、第7条及び第8条において、組合は全ての組合員から1口以上の出資を求め、それを組合加入の条件にしているのである。

なお、全組合員の出資の総口数及び払い込んだ出資の総額は、設立登記事項及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第3号、第77条第1項）が、これについては、第2条（解説）2を参照のこと。

2 組合の事業活動のための資金は、前述したとおり、組合員の拠出した資金に負うべきであるとはいっても、組合員の中のある特定の者のみが多大な資金を提供し、それらの者が組合事業の執行上多大の発言力を有することになることは、組合が人と人との結合体であって、組合員全体に奉仕するものでなければならない点及び組合運営の民主化の点から見て問題であるといわざるを得ない。法第17条第1項の規定により、組合員の議決権及び選挙権をその出資口数の多少にかかわらず平等にそれぞれ1個として組合運営の民主化を期しているが、事業運営上の実際問題としては、ある特定の組合員の出資口数があまりにも多いと組合員毎の出資に対する関心を異ならしめるばかりでなく、多額の出資をした組合員の脱退に際しては、払込済出資額の払戻しにより組合の経営が非常に困難になることも予想され、さらに、大出資者の意思がどうしても偏重されるおそれがあるといわざるを得ず、このため定款で出資口数に限度を設けなければならないこととされている（法第16条第3項）のである。

なお、組合員の有する出資口数が本条に規定する出資口数の限度を超えた場合、その組合員の出資口数をその限度以下に達するまで減少しなければならない（第19条第2項を参照のこと。）。

3 「相殺をもってこの組合に対抗することができない」のは組合員の組合に対する関係であって、組合が組合員に対する関係で相殺することは差しつかえない。組合は、法第53条の規定により、出資の払込みを終わらない組合員に対し、割り戻すべき剰余金をその未払込出資額の払込みに充て、出資額の払込みと剰余金の割り戻しを相殺することができる。

（出資1口の金額及びその払込み方法）

第16条 出資1口の金額は、円<sup>(注)1</sup>とし、全額一時払込みとする。

（出資1口の金額及びその払込み方法）

第16条 出資1口の金額は、円<sup>(注)1</sup>とし、回分割払込みとする。ただし、全額を一時に払い込むことを妨げない。

2 出資第1回の払込み金額は、1口につき円<sup>(注)3</sup>とする。

3 出資第2回以降の払込みは、出資第1回の払込みの日の属する月から箇月経過する月<sup>(注)4</sup>の末日までに、1口につき円<sup>(注)5</sup>を払い込むものとする。

<sup>(注)2</sup>

- (注) 1 出資1口の金額は、組合の経営的基礎の確立及び組合員の負担可能程度を勘案し、適切な額を定めるべきである。なお、組合に対する出資は、通常の場合は金銭に限られているが、法第26条第1項第19号に規定するように、現物出資することも認めている。この場合には、法第26条第1項第19号の規定により、定款において現物出資者の氏名、その目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しておくことが必要である。この現物出資は、組合の事業の基礎ともなるので、出資第1回の払込期日に、出資の目的たる財産の全部を組合に給付しなければならない(法第60条第3項)。
- (注) 2 出資金について分割払込制度を採っている組合にあっては、この括弧書の例により規定するものである。
- (注) 3 分割払込みの場合の出資第1回の払込金額は、組合が事業を行うに必要な経営的基礎をできるだけ早く確立するという点からみて、第2回以降の払込金額より多くすべきである。なお、その額は、定額としてもよいし、余裕のある組合員からはできれば定額以上に払い込んでもらうということでも「円以上」としてもよい。
- (注) 4 何箇月毎に第2回以降の出資金を払い込ませるかは、組合の実情により、適宜定めればよいが、あまり長期にわたることは望ましくない。
- (注) 5 第2回以降の払込金額の最低限度額は、出資1口の本額から出資第1回払込みの最低限度額を控除した残額を第2回以降何回で払い込ませるかによって均等に分割した額とすべきであろう。なお、(注)3なお書を参照のこと。

<第16条(出資1口の本額及びその払込み方法)関係>

- 1 「出資1口の本額及びその払込み方法」並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額は、設立登記事項及び変更登記事項とされている(法第74条第2項第3号、第77条第1項)が、これについては第2条(解説)2を参照のこと。
- 2 「出資1口の本額」は、組合員たる資格を有する者が通常の状態において負担可能な程度でしかも均一のものでなければならない(法第16条第2項)。この額は、組合の自己資本を充実させていくという面から見ればできるだけ高い方が望ましいともいえるが、広く組合員の加入促進を図るためには、組合員の負担は軽い方が望ましいともいえるのであって、組合の経営基礎の確立に支障をきたさない限りはなるべく低く定め、余裕のある組合員については、出資口数を多くしてもらうべきであろう。
- 3 出資1口の本額の増加については、通常の変更と同様、総(代)会の特別議決(法第42条)があれば足りるか総組合員の同意を必要とするかが問題となるが、組合員の責任が有限責任とされている趣旨から考えて、出資1口の本額が増額されても組合員がその出資額を超えて出資しなければならないこととならない特別の場合(例えば出資1口の本額が2倍に増額されるに依りて、組合員が出資口数を同時

に2分の1に相当する整数の口数まで減少することの可能性が存する場合)を除いては、総組合員の同意が取れない限り、その定款を変更して出資1口の金額を増額することができないと解されている。

4 出資1口のコ金額の減少については、第51条(解説)5を参照のこと。

(過怠金) (注)1

第17条 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったときは、その組合員に対して、払込みを怠った出資金額のコ、000分の1(注)2に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その組合員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

(注)1 本条は、出資の払込みを怠った組合員に対して過怠金を課することとしている組合にあっては必ず設けなければならない規定で、定款の規定なくして組合員に過怠金を課することは許されない(法第26条第1項第11号)。なお、出資金を全額一時払込みとしている組合については、出資の払込みがなければ組合員資格そのものを与えないとしている(第7条及び第8条参照)ことから、定款上本条を設ける必要はない。

(注)2 過怠金の額は、払込みを怠った出資金額を基準として定めればよく、おおむね例示した程度が適当であろう。

<第17条(過怠金)関係>

組合員に対する過怠金の賦課は、組合員が出資の払込みを怠った場合に限ると解すべきで、これ以外の組合員の義務違反について過怠金を課することは許されない。

(出資口数の増加)

第18条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

<第18条(出資口数の増加)関係>

1 「出資口数の増加」は、法第16条第3項に規定する最高限度の範囲内でのみできるものであって、これを超える増加はできない。なお、出資1口のコ金額の増加については、第16条(解説)3を参照のこと。

2 「出資口数増加申込書」の様式については、申込者の氏名、住所、組合員証番号、増加しようとする出資口数及び申込年月日等を記載事項として、組合で適宜定めて

おくことが望ましい。

(出資口数の減少)

第19条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日<sup>(注)1</sup>前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が第15条第2項に規定する限度<sup>(注)2</sup>を超えたときは、その限度<sup>(注)2</sup>以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条第3項及び第14条<sup>(注)3</sup>の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

(注)1 第10条(注)を参照のこと。なお、本条に規定する日数は、第10条に規定する日数と同じ日数とすべきである。

(注)2 第15条(注)1を参照のこと。

(注)3 第14条を規定しない組合にあっては、削除するものである。

<第19条(出資口数の減少)関係>

1 「出資口数の減少」については、法第25条第1項の規定により、定款でその内容を定めなければならないものである。

2 「出資口数の減少」は、その減少する部分についての脱退すなわち一部脱退といえるものである。脱退については、法第19条に規定するとおり、あくまで組合員の任意によって自由にできるものであり(第10条を参照のこと。)、また、加入及び脱退の自由は組合の備えておかなければならない要件の1つ(法第2条第1項第3号)であるので、この出資口数の減少についても定款上合理的な限度を超えた不当な制限を加えること、又はこれを全く認めないことは許されない。

3 「90日前までに」については、第10条(解説)2を参照のこと。

4 「予告」については、第10条(解説)3を参照のこと。

5 「事業年度の終わりにおいて」については、第10条(解説)4を参照のこと。

6 年度途中で法定脱退者が続発したような場合は、年度途中で1組合員の出資口数が法第16条第3項に規定する限度を超える場合も生ずるのであるが、自由脱退及び出資口数の減少がいずれも事業年度の終わりにおいて行われること、年度途中での出資口数の減少は組合の事業遂行、出資口数の減少による払戻額の算定及び組合の債権者保護の上からも避けるべきであることを考えると、この場合の出資口数の

減少も事業年度の終わりにおいて行うべきである。

- 7 第4項は、組合の組合員に対する未払込出資額の払込請求権について、脱退の場合の規定をあてはめたものである。

### 第3章 役職員

本章中、「役員に関する規定」は、法第26条第1項第13号の規定により、定款の法定記載事項である。

(役員)

第20条 この組合に次の役員を置く。

(1) 理事 (注)2人以上 人以内(注)3

(2) 監事 (注)2人以上 人以内(注)3

(役員)

〔 第20条 この組合に、役員として理事 (注)2人、及び監事 (注)2人を置く。 (注)1 〕

(注)1 役員の定数を定款上確定数とする組合にあっては、括弧書の例により規定するものである。

(注)2 法第27条第2項の規定により、理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上でなければならないが、組合の具体的な定数は法定数以上の範囲において、組合の規模及び事業内容とあわせて、役員の少数化による権力集中の弊害、逆に役員の多数化による組合運営上の支障等を充分見極めた上で定めるべきである。

(注)3 役員の定数に幅を持たせて規定する場合、その幅はできるだけ狭くすべきであって、せいぜい5人程度の幅にとどめるべきである。

#### <第20条(役員)関係>

1 組合と役員の関係は、法第29条の2の規定により、委任に関する規定に従うものであるから、民法第643条の規定により、一方が相手方に法律行為を委任し、相手方がそれを承諾することによって、はじめてその効力が発生するものである。「理事」は組合の業務執行機関である理事会を構成して、組合の業務執行に関与するものであり、法第30条の3の規定により、法令、定款及び規約並びに総(代)会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならないものである。

2 役員の資格については、法第29条の3において、法人、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者(施行規則第57条の2で定める精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)、消費生活協同組合法や会社法等の規定に違反し、罪に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者等は役員となることが禁止されているので注意する必要がある。

3 組合の代表権を有する理事の氏名及び住所は、設立登記及び変更登記事項とされている（法第74条第2項第5号、第77条第1項）が、これについては第2条（解説）2を参照のこと。なお、代表理事の選定や権限については、第29条を参照のこと。

4 「監事」は、理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならないものである（法第30条の3）。組合の業務全般につき、その執行が適法かつ適当に行われているか否かを監督することを主たる職務とする機関であり、この監督に関する職務は監事が数人あっても各自単独で行い得るものである。このほか、監事は、例外的に組合を代表し、総（代）会を招集することもできる（法第30条の3第3項において準用する会社法第386条及び法第36条）ものであるが、この場合の監事の職務執行は、理事の業務執行に準じ、善良なる管理者の注意をもって、法令、定款、規約及び総（代）会の議決に従って行わなければならないものである。

5 「監事」については、法第31条の規定により、「監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。」とされている。

理事の行う業務執行の監査にあたる監事が組合の業務の執行にあたる理事を兼職してしまうと、監事を設けた意味がなくなるので、これが禁止されているのは当然であり、また監事が理事の命を受けてその業務執行を補助する職員と兼務することも同様の理由で禁止されているものである。

本模範定款例においては、さらに第24条第2号の規定により、監事と組合の子会社等の取締役又は使用人との兼職も禁止し、監事の独立性の強化を図っている。

なお、監事が法第31条の規定に違反した場合には、監事は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第15号）。

6 「監事」については、法第30条の3第3項において準用する会社法第386条の規定により、組合と理事との間の訴えにおける組合代表権が認められている。

（役員の選挙）<sup>(注)1</sup>

第21条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総（代）<sup>(注)2</sup>会において選挙する。

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内<sup>(注)3</sup>の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

また、監事の互選をもって常勤の監事を定めるものとする。<sup>(注)4</sup>

(1) 当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。<sup>(注)5</sup>

(2) その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役若し

くは使用人でなかったこと。

(3)当該組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

4 役員選挙は、無記名投票によって行い、投票は、1人につき1票とする。

(注) 1 役員となる要件については、規約をもって定め、総(代)会の議決を経るものである。

(注) 2 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 3 組合員以外のいわゆる員外理事をどの程度認めるかは、組合員自らによる経営の要求と、適任者による経営の要求とを比較考慮し、各組合の実情により定めるべきであり、「3分の1以内」というのは法第28条第3項に規定する最高限度であるから、さらにこれを例えば「6分の1以内」又は「8分の1以内」というように厳しく限定することは差し支えない。また、員外理事を設置しない組合については、本規定を設けなくてもよい。

(注) 4 負債総額200億円超の組合については、本規定を設けなければならない。また、負債総額200億円以下の組合においては、本規定を設けなくてもよい。

(注) 5 連合会以外の組合は、「組合員又は組合の使用人以外の者」とし、連合会にあっては、「会員たる法人の役員又は使用人以外の者」とする。

#### <第21条(役員選挙)関係>

1 「役員選挙規約」の設定、変更及び廃止は、法第40条第1項第2号の規定による総(代)会の議決事項である(第51条第1項第2号を参照のこと。)。したがって、理事会限りの規約の設定、変更又は廃止は許されず、その内容は総(代)会の議決において定まるものである。

2 「役員選挙規約」において定めるのは、役員選挙及びその補充選挙並びに総(代)会で役員選挙をしない組合にあっては選挙区及び選挙区ごとの役員の定数等についての具体的、手続的な事項であって、規約の設定にあたっては、役員選挙があくまで民主的に組合員全体の意思を尊重して行われるよう配慮すべきである。

3 役員となる要件は、法第28条、第29条の3に規定されているほかは、組合の事情を考慮して定めることになる。例えば、経営や経理その他の専門知識のある者の登用について定めることも可能である。いずれにしても役員となる資格に一定の制限を設けることは、組合員が役員となることを制限することでもあるので、「役員選挙規約」に規定し、総(代)会の議決を経ることにより、組合員(総代)の意思を問うことが必要になるものである。

4 総代会を設けている組合にあっては、役員選挙に関する規定も総代会に準用される「総会に関する規定」(法第47条第6項)の1つと解し、定款に総代会におい



て役員選挙を行う旨を定めることはできると解すべきである。

- 5 「選挙」とは、選挙人団ともいべき多数人が特定の地位につくべき人を選定する行為及びその手続を総称するものであるが、組合員における役員選挙は、連合会の場合を除いては、1人につき1票の無記名投票によるべきものである。  
なお、投票を単記式とするか、連記式とするか、連記式の場合に何名連記とするか等については、1人1票の趣旨に反しない限り、規約で適宜定めればよいが、株式会社で認められているような持株数に応じて選挙権を与えるいわゆる累積投票制は、選挙権の平等の原則の趣旨に反するから、許されないものである。
- 6 理事又は監事に選挙された者は、当然にはその就任義務を負うものではない。法第29条の2の規定により「役員と組合との関係は、委任に関する規定に従う。」とあることから、民法第643条の規定により、一方が相手方に法律行為を委任し、相手方がそれを承諾することによって、はじめてその効力が発生するものである。  
すなわち、組合が役員への就任の申込みを選挙という方法によって行い、選挙された役員がその申込みを承諾してはじめて理事又は監事に就任することとなるものである。
- 7 監事は、法第31条の規定により、理事又は組合の使用人と兼ねることができず、さらに、第24条第2号の規定により組合の子会社等の取締役又は使用人との兼職も禁止されていることから、監事がこれらの兼職を禁止されている役職員への就任を承諾した場合には、監事を辞任したものと解すべきである。
- 8 組合員が、総組合員の10分の1以上の同意を得て、総(代)会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から1月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる(法第96条第1項)。
- 9 「特別の理由」とは、組合の事業運営上、学識経験又は経営能力等を必要とし、組合員以外の者からその適任者を求めなければならない場合等のことをいう。
- 10 (注)4により、「負債総額200億円以下の組合においては、本規定を設けなくてもよい。」こととされているが、負債総額200億円以下の組合についても、「生協に対する外部監視機能の強化」の観点から、第3項を設け、員外監事を設置することが望ましいものである。

(役員を選任) (注)1

第 条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総(代) (注)2 会において選

任する。

- 2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内<sup>(注)3</sup>の者を、組合員以外の者のうちから選任することができる。
- 3 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。また、監事の互選をもって常勤の監事を定めるものとする。<sup>(注)4</sup>
  - (1) 当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。<sup>(注)5</sup>
  - (2) その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役若しくは使用人でなかったこと。
  - (3) 当該組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。
- 4 理事は、監事の選任に関する議案を総（代）<sup>(注)2</sup>会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

（注）1 役員の選出については、選挙によることが原則であるが、選任の方法をとる場合は本規定を設けるものである。

（注）2 第12条（注）1を参照のこと。

（注）3 第21条（注）3を参照のこと。

（注）4 第21条（注）4を参照のこと。

（注）5 第21条（注）5を参照のこと。

#### < 第 条（役員の選任）関係 >

- 1 選任とは、従来選挙とはまったく別個に、役員の選出を他の議決事項と同様に議案の1つとして総（代）会に提出し、出席者の過半数による議決によって役員を選出することをいう。つまり、役員の選出を選挙によって行う場合は、選挙権の行使であり、選任による場合は、議決権の行使である。
- 2 選挙制と選任制とは、それぞれ特徴を持った制度であるので、組合の実態に応じ適切な役員選出方法を採用する必要がある。どちらかの方法を採用するかはあらかじめ定款において定めなければならない。組合が定款に選挙制と選任制をともに規定しておいて、具体的な方法は、実際に役員を選出する際に決定するという方法を採用することはできない。

#### （役員の補充）

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者<sup>(注)1</sup>が欠けたときは、役員選挙（選任）<sup>(注)2</sup>規約の定めるところにより、3箇月以内<sup>(注)3</sup>に補充しなければならない。

（注）1 「5分の1を超える者」というのは、法第29条の規定による最高限度であるから、さらにこれを例えば「6分の1を超える者」、「10分の1

を超える者」というように少数にすることは差し支えない。

(注) 2 役員の選出について、選任の方法をとる場合は、「役員選任規約」と規定するものである。

(注) 3 「3箇月以内」というのは、法第29条の規定による最高期限であるから、さらにこれを例えば「1箇月以内」、「20日以内」というように短期間にすることは差し支えない。

#### <第22条(役員の補充)関係>

1 「5分の1を超える」とは、第20条に規定する役員の定数を確定数としている組合、例えば「理事10人及び監事4人を置く」としているような組合についてみれば、理事については、欠員が定数10人の5分の1たる2人を超えたとき、すなわち欠員が3人以上となったとき、監事については1人でも欠員になったときのことをいうこととなる。

一方、第20条に規定する役員の定数を例えば「理事16人以上20人以内」というように幅をもたせて規定している組合については、その定数の5分の1を超えるとはその算定の基礎として最低数の16人をとるのか、最高数の20人をとるのか、あるいはこの範囲内で組合が現にしている役員の数(例えば現に理事が18人在任しているというような組合はその18人)をとるのが問題となるが、この場合には定款に規定する数の最低数をとればよいものと解されており、したがって、例示の場合には、16人の5分の1たる3.2人を超える4人以上が欠けたときがこれに該当することとなるものである。

2 「役員選挙規約の定めるところ」については、第21条(解説)1及び2を参照のこと。

3 役員はすべて選挙又は選任によるものであるから、この補充についても、そのための選挙又は選任を行うべきである。

なお、定数の5分の1を超える数を欠いた役員の補充を3箇月以内にしなかったときは、組合の理事は、20万円以下の過料に処せられる(法第100条第1項第11号)。

4 補充しなければならない役員数は、組合の事業執行を円滑ならしめるため、欠員全員を補充することがもちろん望ましいが、事情によっては欠員が5分の1を超えなくなる限度でよい。例えば10人の定数で4人が欠員となったような場合、2人以上を補充すれば欠員が5分の1を超えるものとならないことから、2人又は3人だけを補充することとしてもよい。しかし、理事5人以上監事2人以上というのは、組合存立上の絶対要件(法第27条第2項)であるから、この理事5人あるいは監事2人という数を欠いている場合は、定款で定める定数の5分の1を超える者が欠けるか否かに関係なく、必ずその数を満たすまでは全員補充しなければならないものである。

- 5 役員が欠けた場合において事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、組合員その他の利害関係人の請求により、又は職権で、一時役員職務を行うべき者を選任することができる（法第30条の2）。

（役員任期）

第23条 理事の任期は、<sup>(注)1</sup>年、監事の任期は、<sup>(注)1</sup>年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間<sup>(注)2</sup>とする。

3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総（代）<sup>(注)3</sup>会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総（代）<sup>(注)3</sup>会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに達したときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

（注）1 法第30条第1項及び2項において理事の任期は、「2年以内において定款で定める期間」、監事の任期は、「4年以内において定款で定める期間」と規定されているのであるから、その範囲内においては適宜役員任期を定めて差し支えない。

（注）2 組合の実情に応じて「補充した総（代）会の日において現に在任する役員任期が終了するときまで」と規定することもできるものである。

（注）3 第12条（注）1を参照のこと。

<第23条（役員任期）関係>

1 「役員任期」は、同一の役員が長期間在任し、組合の事業執行の権限を同一の者が掌握することによって組合運営が専制化することのないよう、一方においては、あまりに短期間に役員が交代して役員としての責任の保持及び能力の発揮に欠けることのないよう検討したうえで、法第30条に規定する範囲内において適宜定めるべきである。なお、設立当時の役員任期は、1年を超えない範囲内で創立総会において定める期間である（法第30条第3項）。

2 役員任期を確定期間としてしまうことは、実際問題として総（代）会の会日の如何によって役員が全く存在しないという好ましくない状態の生ずることが充分考えられる。これを避け、旧役員と新役員との任期の中断をなくすためには、役員任期を総（代）会の終了のときまでとし、任期の短縮又は延長を図っておくことが必要である。

また、理事長、専務理事、常務理事等の職務を行う者及び代表理事を定めるため、役員改選を行った総（代）会の終了後直ちに理事会を開催することにより、総（代）会の終了をはさんで、旧役員と新役員が同日中に交代し、理事の業務執行に中断が生じることがないよう配慮することが望ましい。

- 3 役員と組合との関係は、委任に関する規定に従うもの（法第29条の2）であるから、役員は、定款に特に定めがなくとも民法第654条の規定により、任期満了又は辞任の後において急迫な事情があるときは、後任者の就任するまでなお役員としての職務を行わなければならないものであるが、組合においては定款の上で、この任期満了後における職務執行の権利義務を急迫な事情がある場合に限定せず、一般的なものにまで拡げておくことが必要であろう。

（役員の兼職禁止）

第24条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- （1）組合の理事又は使用人
- （2）組合の子会社等（子会社、子法人等及び関連法人等）の取締役又は使用人

<第24条（役員の兼職禁止）関係>

- 1 組合の子会社等は、法律的には別の人格であるが、組合の本来事業の円滑な実施のために設立されているものであり、相当の支配が及ぶものであることから、監事の独立性と監査の実効性を確保するため、組合の理事又は使用人に加え、子会社等の取締役又は使用人との兼職も禁止し、監事の独立性を確固たるものにしたものである。
- 2 「子会社等」とは、子会社や施行規則第210条第2項に規定する「子法人等」、同条第3項に規定する「関連法人等」をいうものである。

（役員の責任）

第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総（代）<sup>（注）</sup>会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総（代）会の決議によって免除することができる。
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総（代）<sup>（注）</sup>会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
  - （1）責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
  - （2）前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

- 7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総(代)<sup>(注)</sup>会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総(代)<sup>(注)</sup>会の承認を受けなければならない。
- 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

- イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 虚偽の登記
- ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

- 11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(注) 第12条(注)1を参照のこと。

<第25条(役員)関係>

- 1 組合の業務及び会計は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総(代)会の議決に違反してはならないものである以上、役員がこれらの事項を遵守すべきは当然のことといえよう。なお、組合業務に対する監督については、第1条(解説)6を参照のこと。
- 2 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従うものである(法第29条の2)から、善良なる管理者の注意をもってその職務を行う義務を負い、この義務に違反したときは、その責に任じなければならないものである(民法第644条)。
- 3 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、組合に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負うが、特に理事については、理事個人としての責任と併せて理事会を構成し業務執行の決定に参画するとともに、代表理事の執行に対する監視的役割を果たすべき集団としての責任もある。したがって、理事が任務懈怠によりその責任を果たし得ず、組合に損害を与えたときには、その行為が作為であると不作為であるとを問わず、その理事は、連帯して組合に対する賠償責任を負わなければならない。なお、この任務懈怠には、代表理事又は特定の理事の行為に対する監視義務の懈怠も当然に含まれる。

- 4 第2項の役員の責任は、総組合員の同意がなければ免除できない（法第31条の3第3項）が、役員が職務を行うにつき善意かつ無重過失の場合については、総（代）会の決議によって免除することができる（法第31条の3第4項）。
- 5 総（代）会の決議によって免除できる場合であっても免除することができない額（最低責任限度額）は、1年間当たりの報酬等の額として施行規則で定める方法により算定した以下の額の合計額である。
- ア 役員が在籍中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち、最も高い年度の額
  - イ 役員が組合から受けた退職慰労金の額、役員が職員を兼ねていた場合における職員としての退職手当のうち役員を兼ねていた期間の職務執行の対価の額及びこれらの性質を有する財産上の利益の額の合計額を、当該役員がその職に就いていた年数又は下記に掲げる役員にあっては、その職に就いている年数と下記の数のうち小さい数で除して得た額
- 代表理事 6
  - 代表理事以外の理事 4
  - 監事又は会計監査人 2
- また、免除するときは、理事は、総（代）会において、責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額等の事項を開示しなければならない（法第31条の3第5項）。
- なお、役員の責任の免除については、総（代）会の特別議決事項である（法第42条第5号）。
- 6 「総組合員の同意」とは、総代制を置いている組合においても総組合員の同意が必要なものである。また、連合会にあっては、総会員の同意が必要となるものである。
- 7 役員と組合とは委任に関する規定に従うものであるが、第三者との間においては、取引の相手方である組合の機関にすぎない。第三者に対して与えた損害が役員の悪意又は重過失に基づく行為によって生じたものであるときは、その役員が直接第三者に対して損害賠償の責任を負うことになる（法第31条の4第1項）。また、理事が設立の日における貸借対照表や通常総（代）会に提出すべき決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書中の重要な事項につき虚偽の記載をしたり、虚偽の登記又は公告をした場合、監事が監査報告書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録をした場合には、第三者に対し、損害賠償の責任を負わなければならないが、注意を怠らなかつたことを証明しない限り、この責任は免れないものである（法第31条の4第2項）。

（理事の自己契約等）

第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認<sup>(注)1</sup>を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。<sup>(注)2</sup>

(注)1 理事会の承認に当たっては、当該理事は第34条第2項の特別の利害関係を有する理事として議決権行使を排除されるものである。

(注)2 当該報告は、理事会が、実際になされた取引が承認された範囲に属するかどうかやその理事に忠実義務違反がないかどうかを判断し、組合に損害が生じる可能性があるときは、それに対する措置を講じる機会を与えるために行われるものである。

<第26条(理事の自己契約等)関係>

1 「自己又は第三者のために」とは、経済的効果が自己又は第三者に帰属することを意味するものである。

2 第1項第3号の組合の事業の部類に属する取引とは、一般に、競業行為(取締役が会社と競合する事業を行うことにより、会社の企業秘密を不当に利用したり、会社の取引機会を奪うことであり、取締役が会社の利益を犠牲にして自己の利益を図る危険性の極めて高い行為)を指す。組合にあっては、競業者の理事等への就任禁止という形で競業規制を行うことも可能であるが、誰もが組合員になれる組織であることを勘案して、本模範定款例では、競業行為自体を禁止するのではなく、競業取引をするためには、理事会にその内容を開示し、その承認を受けて行うことができるという一定の手続を課することとしたものである。

3 「組合の事業の部類に属する取引」であるかどうかは、組合と競合関係が生じるかどうか、具体的には、事業の利用者である組合員が競合するかどうかによって判断されるものであり、組合が現に行っている事業だけでなく、開始準備中や一時休業中の事業も含まれ、事業の内容としては、組合の取り扱っている供給品等と完全に一致している必要はなく、それと同種又は類似の商品を扱うことも含まれると解すべきものである。また、競業取引をする行為だけでなく、競業関係にある会社の代表取締役になることも含まれると解すべきものである。

4 「重要な事実」とは、その取引によって組合が損害を受けないかどうかを理事会が判断するために必要な事実であり、取引の相手方、目的物、数量、価額、取引期間、利益に加え、理事がその地位において内密に知り得た情報を不当に利用して行



う取引であるか否かを判断するための基礎となる事実を指すものである。

( 役員の解任 )

第 27 条 組合員 ( 総代 ) <sup>(注)1</sup> は、総組合員 ( 総代 ) <sup>(注)1</sup> の 5 分の 1 <sup>(注)2</sup> 以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総 ( 代 ) <sup>(注)1</sup> 会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長 <sup>(注)3</sup> は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総 ( 代 ) <sup>(注)1</sup> 会の議に付し、かつ、総 ( 代 ) <sup>(注)1</sup> 会の会日の 10 日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総 ( 代 ) <sup>(注)1</sup> 会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第 1 項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から 20 日以内に臨時総 ( 代 ) <sup>(注)1</sup> 会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総 ( 代 ) <sup>(注)1</sup> 会招集の手続をしないときは、監事は、総 ( 代 ) <sup>(注)1</sup> 会を招集しなければならない。

( 注 ) 1 総代を置いている組合にあっては「総代」及び「総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「組合員」及び「総会」と規定するものである。

( 注 ) 2 5 分の 1 を下回る割合を定めることができる。

( 注 ) 3 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

< 第 27 条 ( 役員の解任 ) 関係 >

1 「請求」は、必ずしも理事の全員又は監事の全員についてする必要はなく、特定の役員を相手とする請求であってもよい。

2 役員の解任に関する総 ( 代 ) 会の議決は、法第 42 条の規定による特別議決事項ではないことから、本定款上は通常の議決によって行えばよいが、この議決を第 56 条の規定による特別議決事項としてもよい。

3 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従うものであるから、民法第 651 条の規定により、役員の間からはいつでも辞任できるが、組合の側からする解任に関するこの制限は、法第 33 条の規定によるもので、その限りにおいては、民法第 651 条に規定する一般原則が排除されているものと解すべきである。

4 「10 日前までに」の期間の計算については、第 12 条 ( 解説 ) 5 を参照のこと。

5 「弁明する機会を与えなければならない。」については、第 12 条 ( 解説 ) 6 を参照のこと。

なお、書面の送付又は弁明の機会を与えずに行った役員解任については、理事は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第4号）。

（役員報酬）<sup>（注）1</sup>

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総（代）<sup>（注）2</sup>会の議決をもって定める。この場合において、総（代）<sup>（注）2</sup>会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総（代）<sup>（注）2</sup>会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

（注）1 役員報酬の額の決定は、必ずしも個々の役員ごとに総（代）会の議決を経る必要はなく、理事会の議決を経た規則に基づく算出方法により、理事全員及び監事全員の報酬の最高限度額又は総額を、区分して算出し、総（代）会の議決を経るものである。

（注）2 第12条（注）1を参照のこと。

<第28条（役員報酬）関係>

役員報酬については、個々の役員について総（代）会の議決を経る必要はないが、理事と監事に分けてそれぞれの最高限度額又は総額を算出し、議決を得ることが必要である。この趣旨は、理事会によって理事及び監事の報酬が恣意的に決められることを防止するとともに、特に監事については、監事の独立性が阻害されるおそれがあることを防止するためである。

（代表理事）

第29条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

<第29条（代表理事）関係>

1 代表理事の員数には法律上制限はなく、1人又は数人でも差し支えなく、理事会が選任に当たり適宜定めるものである。また、代表理事の変更については、理事会で選定後、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所においては3週間以内に登記しなければならないものである（法第77条第1項）。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するが、この権限を制限した場合は、善意の第三者に対抗できず（法第30条の9第3項）、また、代表理事は、定款又は総（代）会の決議によって禁止されてい

いときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができるものである（法第30条の9第4項）が、代表理事の組合代表権限のすべてを他人に委任することはできない。

- 3 代表理事については、法第30条の2の規定（役員に欠員を生じた場合の措置）が準用され、また組合は、代表理事がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負い（法第30条の9第5項において準用する会社法第350条）、代表理事以外の理事に代表を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うものである（法第30条の9第5項において準用する会社法第354条）。

（理事長及び専務理事）（注）<sup>1</sup>

第30条 理事は、理事長1人及び専務理事1人を理事会において互選する。（注）<sup>2</sup>

〔 第30条 理事は、理事長1人、専務理事1人及び常務理事 人以上 人以内を  
理事会において互選する。（注）<sup>3</sup> 〕

- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

（注）<sup>1</sup> 業務執行機関の組織の内容及び呼称については、各組合の規模及び事業内容等の実情によって定めるべきである。

（注）<sup>2</sup> 理事の決裁権限については、決裁規程を定め、責任体制を明確にするとともに、理事会の議決を経ておくべきものである。

（注）<sup>3</sup> 「常務理事」を置く組合にあつては、常務理事の人数を組合の規模、事業等に応じて具体的に定めた上で、括弧書のように規定し、職務については、「常務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事長の定めた順序に従ってその職務を代行する。」というように規定するものである。

< 第30条（理事長及び専務理事）関係 >

- 1 「理事会」については、第31条（解説）を参照のこと。
- 2 本条の規定により、理事のうちから、その職務に応じて、理事長、専務理事、常務理事等を置くことができる。これらはいずれも組合の内部関係における職制であり、組合代表権の有無とは全く異なるものである。なお、顧問は定款の規定によるものであるが、組合の役員ではなく、機関でもない。代表理事については、前条を参照のこと。

- 3 理事長及び専務理事等については、総（代）会の選挙という方法を採用してもよいが、これらの機関は、理事に与えられた業務の責任体制を明確にするために設けられるものであるから、理事会における理事の互選とすることの方が望ましいものである。互選というのは必ずしも投票方式を採用する必要はなく、お互いの指名推せん方式による選任でもよい。

（理事会）

第31条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長<sup>(注)1</sup>が招集する。

4 理事長<sup>(注)1</sup>以外の理事は、理事長<sup>(注)1</sup>に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事<sup>(注)2</sup>は3月に1回<sup>(注)3</sup>以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（注）1 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

（注）2 当該報告は、組合の実情に応じて、理事長又はその指名した理事がまとめて行ってもよいし、各担当理事が行うことも可能である。

（注）3 「3月に1回以上」とは、少なくとも4半期に1度を目安に、各組合の実情に応じて定めるものである。

<第31条（理事会）関係>

1 理事会は理事の組合業務の執行の適正化、円滑化のために設けられるものであるが、理事の組合業務の執行は、あくまでも組合の最高議決機関である総（代）会の議決に従わなければならないものであるから、理事会における議決も総（代）会の議決の制約を受けることは当然である。

2 「業務執行」には、定款の変更、組合の合併、組合の解散などのような組合又は事業の前提となる基礎に関する事項は含まれず、また、業務執行に関する事項であっても、法令、定款又は規約によって総（代）会の権限に留保されている事項についても同様である。それ以外の業務執行に関する事項はすべて理事会の権限内に属するものである。

3 理事会の監督権限は、単に各理事の違法な職務執行の監督是正をなすにとどまらず、その職務執行の妥当性にまで及び、その行使は、理事会の権限であると同時に

義務でもあるので、各理事の不当又は違法な業務執行を看過放任し、その結果組合に損害を与えた場合には、その構成員である各理事は、法第31条の3第1項の責任対象となるものである（第25条第2項を参照のこと。）。

- 4 第5項は、前項の請求の実効性を担保するために定めるものである。
- 5 第6項は、各理事が業務執行についての情報を的確に把握し、理事会の業務監督機能が十分に発揮されるようにするために規定するものである。
- 6 第7項は、理事会運営の透明性と公正性を確保する趣旨から理事会運営規則を定めるべきことを規定したものである。
- 7 理事会制度のねらいは、理事の協議と意見の交換によりその知識と経験を結集することにあるため、理事は自ら理事会に出席し、また決議に加わることを要し、他の理事を代理人とする場合であっても、代理人により議決権を行使することもできないものである。このため、書面による理事会への出席及び議決権の行使は認められないものである。

（理事会招集手続）

第32条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知<sup>(注)</sup>を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（注）通知は、理事及び監事の全員に対して発することを要し、従って第34条第2項の特別の利害関係を有するため議決権を行使することができない理事に対しても通知を必要とするものである。招集通知のもれがあったため、その理事が出席しなかったときは、その理事会の議決は特段の事情がない限り無効とすべきものである。

< 第32条（理事会招集手続）関係 >

理事会の開催につき、第1項のような招集手続を必要とするのは、すべての理事と監事に対して、理事会への出席の機会を確保するためである。また、第2項は、前回の理事会において次回の理事会の開催日時、議題等が示され、理事及び監事の全員の同意があるような場合について、招集手続を省略できる旨定めたものである。

なお、監事に対しても通知を義務付けているのは、職権で理事会へ出席して意見を述べることができるという監事の権限を保障するためである。

( 理事会の議決事項 )

第 3 3 条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- ( 1 ) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- ( 2 ) 総会 ( 及び総代会 ) <sup>(注)</sup> の招集及び ( 並びに ) <sup>(注)</sup> 総会 ( 及び総代会 ) <sup>(注)</sup> に付議すべき事項
- ( 3 ) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- ( 4 ) 取引金融機関の決定
- ( 5 ) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項

( 注 ) 総代を置いている組合にあっては、括弧書に従って規定するものである。

< 第 3 3 条 ( 理事会の議決事項 ) 関係 >

- 1 「特別の定め」とは、第 6 条第 1 項に規定する者の組合加入申込みの拒否による議決 ( 第 7 条第 2 項 )、第 6 条第 2 項に規定する者の組合加入の承認申請 ( 第 8 条第 2 項 )、過剰金の全部又は一部の免除 ( 第 1 7 条第 2 項 )、理事の自己契約等の承認 ( 第 2 6 条第 1 項 )、代表理事の選定 ( 第 2 9 条第 1 項 )、理事長等の互選 ( 第 3 0 条第 1 項 )、理事長及び専務理事に事故があるときに職務を代行する理事の順序 ( 第 3 0 条第 4 項 )、顧問の選任 ( 第 4 3 条第 2 項 )、組合員 ( 総代 ) に提供する決算関係書類及び事業報告書 ( 監査報告を含む。 ) の承認並びに一定の範囲内においての他の団体への加入又は脱退 ( 第 5 1 条第 2 項 ) をいう。
- 2 「重要な事項」とは、重要な固定資産その他の財産の取得又は処分に関する事項並びに予算及び事業計画の執行に関する具体的処理に関する事項等である。
- 3 「規則」とは、第 8 0 条に規定するように、定款及び規約に定めるもの以外の組合の財産及び業務の執行のための手続その他組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定めることを内容とするもので、例えば「経理事務取扱規則」、「文書事務取扱及び保存規則」、「職員服務規則」、「職員給与規則」等である。これらの規則の設定、変更及び廃止は、総 ( 代 ) 会の議決を必要とせず、理事会限りに任されているもので、その呼称は「規程」として差しつかえないものであるが、定款又は規約で定められたもの以外に組合員の権利を制限し、あるいは組合員に新たな義務を課すような内容のものを規則において定めることはできず、かかる事項はすべて定款又は規約において規定すべきである。

( 理事会の議決方法 )

第 3 4 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 <sup>(注) 1</sup> が出席し、その過半数 <sup>(注) 1</sup> をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができな

い。

- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。（注）2

（注）1 理事会の定足数及び決議要件について、過半数を上回る割合を定めることができる。

（注）2 本項の規定により理事会への報告を要しないものとされた事項については、法令の定める事項を記載した記録を作成し、これに作成した理事が署名し、又は記名押印するものである。

#### < 第34条（理事会の議決方法）関係 >

- 1 理事会の議決は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数により決することになる。例えば、議決に加わることのできる理事が30人で16人の理事が出席した場合、その16人で議決を行っていくこととなる。また、第2項の理事は、その特別の利害関係を有する議題についてのみ議決権を有しないため、当該議題については出席理事16人から当該特別の利害関係を有する理事を除く15人で決し、8人が賛成すれば可決となる。なお、各理事の議決権又は選挙権はそれぞれ1人1個とすべきである。
- 2 「特別の利害関係を有する」とは、理事は組合との間での委任関係に基づき、組合のために忠実にその職務を遂行しなければならないものであることから、この任務と矛盾するような個人的又は組織的利害関係を有する場合をいうものである。例えば、組合と理事との間での契約又は訴訟について議決をするとき、役員としての責任追及について議決をするとき等、組合と理事の利害が相対立する関係にある場合がこれに該当するものである。
- 3 特別の利害関係を有する場合、当事者たる理事はどうしても組合にとってよりも自己にとって有利な議決をしがちであり、その理事の組合における実力如何によっては理事会の議決の公正が阻まれることも考えられるので、これを防止するため、このような場合には当事者たる理事には議決権を与えないこととしたものである。  
なお、組合と理事との間の訴訟については、法第30条の3第3項において準用する会社法第386条第1項の規定により、監事が組合を代表するものとされている。
- 4 理事会において理事長又は専務理事等の選任の議決をする場合に、その候補者たる理事には選挙権があるか否かが問題であるが、この場合は組合と理事との間で利

害が対立しているといったようなものではなく、特別の利害関係を有する場合には該当しないから、候補者たる理事も選挙権を有しており、自選投票することも差しつかえないと考えるべきである。

- 5 「議決に加わることのできる理事の過半数の出席」には、書面による出席は含まれないものである。

( 理事会の議事録 )

第 3 5 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

< 第 3 5 条 ( 理事会の議事録 ) 関係 >

- 1 理事会の議事録は、組合の事業運営についての意思決定過程を記録する重要な文書であり、理事の責任を明らかにする上で重要な意義を有することになるため、正確に記録することが求められるとともに、理事の責任に係る事項については、その責任が明らかになるよう、できるだけ具体的に記載することが求められるものである。いやしくも虚偽の記載をするような行為は、役員としての重大な忠実義務違反であり（法第 3 0 条の 3 ）、第 2 5 条により厳しくその責任を問われるべきものである。なお、理事会の議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたときは、理事は 2 0 万円以下の過料に処せられる（法第 1 0 0 条第 1 項第 1 4 号）。
- 2 「法令に定める事項」とは、施行規則第 6 0 条第 3 項及び第 4 項に定めるものである。
- 3 理事会の議事録については、理事会終了後遅滞なく作成されなければならないものである。本条において、出席した理事及び監事は署名又は記名押印することとしているのは、理事会における発言内容及び賛否が各理事の責任の程度に係るため、議事録を自ら点検する機会を与えようという趣旨である。各理事から記載内容について事実と異なる旨の異議が申し立てられた場合には、事実に基づいて修正を加え、議事録の正確性を担保することが求められるものである。
- 4 理事会の決議に参加した理事で議事録に異議をとどめなかった者は、その決議に賛成したものと推定されるものである（法第 3 0 条の 5 第 5 項）。

( 定款等の備置 )

第 3 6 条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を各（主たる）事務所<sup>(注) 1</sup>に



備え置かなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 規約
  - (3) 理事会の議事録
  - (4) 総(代)<sup>(注)2</sup>会の議事録
  - (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。)
- 2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 この組合は、組合員又は組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由<sup>(注)3</sup>がないのにこれを拒んではならない。

(注)1 第1項の書類が電磁的記録をもって作成されている場合であって従たる事務所における閲覧又は謄写の請求に応ずることを可能とするための措置として法令で定めるものをとっている組合については、主たる事務所とする。

(注)2 第12条(注)1を参照のこと。

(注)3 組合員名簿については、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合等閲覧を拒否する場合の基準をあらかじめ組合で定めておくことが必要である。

#### <第36条(定款等の備置)関係>

- 1 組合の定款等の備置は、法第25条の2及び第26条の5の規定によるものであって、組合がこの規定に反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたときは、組合の理事は、20万円以下の過料に処せられる(法第100条第1項第5号)。
- 2 組合員及び組合の債権者は、法第25条の2及び第26条の5の規定により、本条に掲げる書類の閲覧等を求めることができるものであって、理事が正当な理由がないのにこの閲覧等を拒んだときは、20万円以下の過料に処せられる(法第100条第1項第6号)。
- 3 本条の規定のほか、出資一口の金額の減少の手続きを行ったときの財産目録及び貸借対照表(法第49条)、契約条件の変更に係る書面(法第53条の9)並びに合併の手続きの書面(法第68条、法第68条の2、法第68条の3及び法第68条の4)について、同様に法令に基づく書類の備え置き及び開示義務がある。

#### (監事の職務及び権限)

第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めると

- ころにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
  - 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社<sup>(注)1</sup>に対して事業の報告を求め、又はその子会社<sup>(注)1</sup>の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 4 前項の子会社<sup>(注)1</sup>は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
  - 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
  - 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
  - 8 第31条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
  - 9 監事は、総(代)<sup>(注)2</sup>会において、監事の解任又は辞任(選任若しくは解任又は辞任)について意見を述べることができる。
  - 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総(代)<sup>(注)2</sup>会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
  - 11 理事長<sup>(注)3</sup>は、前項の者に対し、同項の総(代)<sup>(注)2</sup>会を招集する旨並びに総(代)<sup>(注)2</sup>会の日時及び場所を通知しなければならない。
  - 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総(代)<sup>(注)2</sup>会の承認を受けるものとする。

(注)1 共済事業を実施している組合にあっては、「子会社等」と規定するものである。

(注)2 第12条(注)1を参照のこと。

(注)3 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

#### < 第37条(監事の職務及び権限)関係 >

- 1 理事の職務の執行状況の監査とは、理事の職務執行一般を監査することであるが、妥当性監査に及ばず、しかし、単に理事の職務執行の法令、定款違反行為の有無だけでなく、それが著しく不当でないかどうかも含まれる。組合による職務の執行の状況が適法に行われ、組合の事業の遂行が適正であるかどうかを監査することである。
- 2 組合の財産の状況の調査とは、組合の決算関係書類その他組合の財産に関する一切の書類、帳簿、現金等を調査し、その真為、不整記載の有無等を確認することである。

3 監事は、法第30条の3第3項において準用する会社法第384条により、理事が総（代）会に提出しようとする議案等を調査しなければならないが、その場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総（代）会に報告しなければならない。

4 監事は、いつでも、組合の（自分が監事をしている組合）事業報告の請求や業務及び財産の状況の調査をすることができ、かつ、その職務を行うために必要があるときは、子会社について同様の調査をすることができる。

会社の業務・財産の調査権は、権限濫用にならない限り、時期や方法に限定なしに認められ、組合の帳簿、書類については、会計に関するものに限定されずに、その閲覧、謄写が認められ、また、組合の本部、支所（店）、事業所等に赴いて財産の状況を調査することができる。

子会社に対する事業報告請求権や業務・財産調査権は、組合の監事はその職務を行うため必要がある場合にのみ認められるにすぎず、また、子会社は、正当な理由があるときは、組合の監事から求められた事業の報告又は業務・財産の状況の調査を拒むことができる。これは、子会社の独立性を尊重し、組合の監事による調査権の濫用によって子会社の利益が損なわれることを阻止することがその趣旨である。

5 監事は理事会に出席することを要し、この場合において必要があると認めるときは意見を述べなければならない。「必要があると認めるとき」とは、組合の財産及び理事の職務の執行を監督する上において、その状況が不正化するのを事前に防止する必要又は理事への反省を求める必要が生じたときをいう。

監事は、もちろん理事会の構成員ではないため、議決権が認められないことから、理事会で意見を述べてもそれが無視されれば違法な決議等がなされることを防止できない。しかし、理事会に出席することにより、そのような決議がなされたことをその場で知りうるため、その際には理事の違法行為等の差止請求（法第30条の3において準用する会社法第385条）を行使する等の適切な措置を講ずることが可能となるものである。

理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるときは、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、監事はそれを理事会に報告することを要する。この報告に基づいて理事会において、その業務執行の監督権による適切な措置を講ずるものである。しかし、理事会が開催されなければ、この報告をすることができないため、監事に対して、この報告をするために必要がある場合に、理事に対し（招集権者の定めがあるときはその招集権者に対し）理事会の招集を請求する権利を認めたものである。なお、監事の請求に対し、理事会の招集通知が発せられない場合について、第31条第5項を準用するものである。

6 監事の理事会への出席及び意見の陳述については、組合運営の適正化、円滑化という点からみれば、監事が監査の結果を直接総（代）会で表明するよりは、まず理

事会でその内容を明らかにし、不整の点については、あらかじめ理事の反省を求めておくとともに、業務及び財産の執行上改正を必要とするような事項については、監事の意見に基づいてその改正の計画をあらかじめ理事が作成し、これを監査報告の行われる総（代）会の議に付して少しでも早く改めるべきを改めていくという方が望ましいことであり、また、組合の業務に関する情報を把握し、違法又は不当な決議がなされるのを未然に防止することができるものである。このような意味から、監事の理事会への出席を規定したものであって、この規定による理事会への出席及び意見の陳述は、監事が自ら職務権限の一つとして行うものであるから、これを理事会は拒むことができないものである。

- 7 監事の選任や解任については、監事は総（代）会で意見を述べることができる。これは、理事会で監事の選任等について議案を作る場合に、監事の独立性を維持するために、監事にこのような意見陳述権を与え、監事の意見を尊重するものである。現に監事である以上、任期が残っているものだけでなく任期満了により退任する者又は解任の対象になっている者も、自分が再任されないこと、又は解任されること等について意見を述べるができる。

また、監事を辞任した者に対しても、総（代）会における意見陳述権が与えられており、監事を辞任した者は、辞任後最初に招集された総（代）会に出席して辞任した旨及び理由を述べるができる。そして、この権利を行使する機会を保障するため、理事長は、辞任した監事に対し、辞任後最初の総（代）会が招集される旨及び総（代）会の日時及び場所を通知することを要するものとされる。

- 8 「監査についての規則」は、第33条第3号に規定する理事会において議決する執行機関の行う組合の業務及び財産執行上の「規則」とはその性質を異にし、監督機関の行う監督業務の執行上の規則であり、その設立、変更又は廃止については理事会は全く関係ないものである。

- 9 監事が監査を行うについては、第20条（解説）4で述べたとおり、それぞれの監事が単独で業務を行うものであるが、この監査についての規則の設定、変更及び廃止は、監事全員の合議によって行うべきものである。

（理事の報告義務）

第38条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

< 第38条（理事の報告義務）関係 >

本条は、監事による調査の実効性を担保するために理事に課せられた責務であり、理事が当該職責を果たさず、この組合に損害を与えた場合は、法第31条の3第1項の責任を問われるものである（第25条第2項を参照のこと。）。

( 監事による理事の行為の差止め )

第 39 条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

< 第 39 条 ( 監事による理事の行為の差止め ) 関係 >

1 理事が違法行為をして組合に損害が生じてしまった場合には、監事は理事に対して組合を代表してその責任を追及する訴えを提起することができるが ( 法第 30 条の 3 第 3 項において準用する会社法第 385 条第 1 項 )、本条の差止請求権は、理事が違法行為をすることを防止して、組合に損害が生ずることを事前に防止する権限である。

2 仮処分につき、担保を必要とすると、監事はこれに対して監査費用として請求することになるが、そのような煩雑な手続をとることなくこの権利を行使できるようにしたものである。

( 監事の代表権 )

第 40 条 第 29 条第 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

( 1 ) この組合が、理事又は理事であった者 ( 以下、この条において理事等という。 ) に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合

( 2 ) この組合が、6 箇月前<sup>(注)</sup>から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

( 3 ) この組合が、6 箇月前<sup>(注)</sup>から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

( 4 ) この組合が、裁判所から、6 箇月前<sup>(注)</sup>から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

( 注 ) これを下回る期間を定めることは差し支えない。

< 第 40 条 ( 監事の代表権 ) 関係 >

組合・理事間の訴えにおいて、組合を代表する者を代表理事とすると、訴訟の相手方である理事が代表理事である場合はもちろん、それ以外の理事の場合でも、適切な訴訟追行がなされないおそれがあるので、理事会ないし代表理事からの独立性が保証されている監事が組合を代表するものである。

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第41条 6箇月前<sup>(注)</sup>から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(注) 前条(注)を参照のこと。

<第41条(組合員による理事の不法行為等の差止め関係)>

組合員の代表訴訟の提起権(法第31条の6において準用する会社法第847条)が事後的救済であるのに対して、本条に規定する差止請求権は、理事の違法行為に対する事前的防止手段である。

(組合員の調査請求)

第42条 組合員は、総組合員の100分の3<sup>(注)</sup>以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(注) 「100分の3以上」については、100分の3から10分の1(法第94条第1項の行政庁への検査請求の割合)までの間において、組合の実情を勘案して定めるものである。組合員数2千人未満の小規模な組合においては10分の1と、10万人を超えるような大規模な組合は100分の3と定めるなど、権利の濫用にならないよう充分留意した上で、実現可能な割合において定めるものである。

<第42条(組合員の調査請求)関係>

法においては、一定割合の組合員による組合運営に対する請求権として、役員解任請求権(法第33条)、臨時総会招集請求権(法第35条第2項)、総会議決等取消請求権(法第96条第1項)、解散又は合併の議決があったときの総会招集請求権(法第47条の2第2項)、行政庁への検査請求権(法第94条第1項)を定めているが、これらのうち ~ は、総代会制を採用する組合では、解釈上、総代による請求権に読み替えられるため、総代でない一般の組合員に認められている権利は、解散又は合併の議決があったときの総会招集請求権及び行政庁への検査請求権ということになる。本条は、こうした法の制度的枠組みを踏まえて、不適正な運営が行われている疑いが高い場合に、一定数以上の組合員の意思をもって、監事に対して実態を解明するよう求めることができることとしたものである。監事は、当該請求があった場合、速やかに必要な調査を行わなければならない、その請求権の濫用に配慮しつ

つも、組合員の利益を可能な限り実現する義務を負うものであり、当該義務を怠った場合は、法第30条の3第1項及び第31条の3第1項の責任を厳しく問われるものである（第25条第1項及び第2項を参照のこと。）。

（顧問）（注）

第43条 この組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
- 3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

（注） 顧問の設定は、組合の実情により定めるものであるから、本条は、顧問を置いている組合についてのみ規定すればよいものである。なお、顧問の資格、選任方法も、組合の実情により、任意に定めて差し支えない。また、顧問以外について設置する場合にも組合の実情に応じて、同様の規定を設けること。

（職員）

第44条 この組合の職員は、理事長が任免する。

- 2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

<第43条（職員）関係>

- 1 「組合の職員」とは、理事の業務執行を補助するためにおかれ、理事の命を受けてその職務を遂行する者をいう。
- 2 「規則」については、第33条（解説）3を参照のこと。

## 第4章<sup>(注)</sup> (総代会及び)総会

(注) 本章は、総代を置いている組合にあっては「総代会及び総会」の章とし、総代を置いていない組合にあっては「総会」の章とするものである。

また、本章中「総(代)会」、「組合員(総代)」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者(組合員)」及び「総会(及び総代会)」とあるのは、総代を置いている組合にあっては「総代会」、「総代」、「組合員」及び「総会及び総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「総会」、「組合員」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」及び「総会」とそれぞれ規定するものである。

「総会に関する規定」は、法第26条第1項第14号の規定により、定款の法定記載事項である。なお、総代会については、法第47条第6項の規定により、総会に関する規定が準用されることから、「総代会」に関する規定も定款の法定記載事項とされているものである。

### (総代会の設置)

第 条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

#### <第 条(総代会の設置)関係>

- 1 「総会」については、第45条(解説)2及び3を参照のこと。
- 2 組合員500人以上を有する組合は、定款の定めにより総会に代るべき総代会を設けることができるものとされている(法第47条第1項)。組合の民主的な運営の見地からすれば、総組合員の意思を直接に表明する総会という形式によって組合の最高意思を決定することが望ましいのはもちろんであるが、組合員数が膨大な数におよびかつ組合の区域が広大な組合については、毎年1回以上の総会を開催することが事実上困難をきわめるばかりでなく、総会がいたずらに形式化するおそれもあるので、通常の議決事項については、組合の意思の決定を、組合員を代表する総代が総代会において議決するという形を採り、総代を通じて組合員全体の意思を反映させたり、組合運営の内容を伝達させたりすることとしているものである。
- 3 総代会については、総会の規定が準用される(法第47条第6項)。しかし、総代会を設けた組合については、総会が全く廃止されるのではなく、たいていの場合は総会を招集しなくてもすむことになる。

なお、定款において総会で行わなければならない事項を定めることは差しつかえなしと解されるが、定款に別段の定めがない場合は、総代会は総会に代るべきものとして設けられていることから、総会を招集することは認められないものというべきである。



- 4 総代会は、組合員数が500人以上の組合について設けられるもので、この法定数は総代会存続のための不可欠の要件であるから、当初500人以上の組合員を有していた組合が、その後組合員数を欠いて500人未満となったような場合には、その組合の総代会は議決機関としての機能を失っているものというべきであって、それ以後の議決はすべて総会を招集して行わなければならない、組合員数が500人以上に達しない間は総代会に関する定款の規定は効力を失っているものというべきである。

(総代の定数)

第 条 総代の定数は、(注)2人とする。

(総代の定数)

第 条 総代の定数は、(注)2人以上 人以内において総代選挙規約で定める。(注)1

(注)1 総代の定数を、定款上幅を持たせ、規約で定めた方が適当な組合にあっては、括弧書の例に従って規定するものである。

(注)2 総代の定数は、その選挙の時ににおける組合員の総数の10分の1(組合員の総数が1000人を超える組合にあっては、100人)以上でなければならない(法第47条第3項)、具体的な定数は、これ以上の範囲において組合の区域及び組合員数に応じて適宜定めるものである。

<第 条(総代の定数)関係>

1 「総代選挙規約」の設定、変更及び廃止は、法第40条第1項第2号の規定による総(代)会の議決事項である(第51条第1項第2号を参照のこと。)。したがって、理事会限りの規約の設定、変更又は廃止は許されず、その内容は総(代)会の議決において定まるものである。

2 「総代選挙規約」において定めるのは、総代選挙及びその補充選挙並びに総会で総代選挙をしない組合(通常の場合、選挙区を設け、選挙区毎に選挙を行えばよい。)にあっては選挙区及び選挙区毎の総代の定数等についての具体的、手続的な事項であって、規約の設定にあたっては、総代の選挙があくまで民主的に組合員全体の意思を尊重して行われるよう配慮すべきである。

(総代の選挙)

第 条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

<第 条(総代の選挙)関係>

1 「総代選挙規約の定めるところ」については、(総代の定数)の条(解説)を参照のこと。

2 「選挙」については、第21条（解説）5から8を参照のこと。なお、総代の選挙は、通常の場合、選挙区を設け、選挙区毎に選挙を行えばよく、総会で行う必要はないが、総代会において総代を選挙することはできないものである（法第47条第7項）。

また、総代選挙の被選挙人については、役職員を除くよう規約で明示することが望ましい。

（総代の補充）

第 条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

<第 条（総代の補充）関係>

「総代選挙規約の定めるところ」については、（総代の定数）の条（解説）を参照のこと。

（総代の職務執行）

第 条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

<第 条（総代の職務執行）関係>

本条は、総代の職務の重要性から、総代の基本的職務に関する考え方を規定したものである。総代は、その代表する組合員の意見を把握するように努め、必要がある場合には、総代会においてその意見を報告することになる。また、総代会の議決の結果や総代会で報告された組合の運営状況等組合に関する情報についても、日常の組合活動の中で組合員に伝達するよう努めるものである。

（総代の任期）

第 条 総代の任期は 年<sup>(注)1</sup>とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間<sup>(注)2</sup>は、その職務を行うものとする。

（注）1 総代の任期については、3年以内において定款で定める期間とされており（法第47条第5項）、その範囲内で組合の実情に応じて定めるものである。

（注）2 「後任者の就任するまでの間」とは、次期の総代の選挙により当選人が確定するまでの間を意味するものである。

< 第 条（総代の任期）関係 >

「職務を行うものとする」については、第 23 条（解説）3 を参照のこと。

（総代名簿）

第 条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

< 第 条（総代名簿）関係 >

組合員は、その代表者である総代を通じて組合の意思決定に参加することになるので、組合員に対して総代の氏名、選挙区を周知することを義務付け、組合員の組合運営への関心を喚起するものである。

（通常総（代）会の招集）

第 45 条 通常総（代）会は、毎事業年度終了の日から 箇月以内<sup>（注）</sup>に招集しなければならない。

（注）通常総（代）会の開催の時期については、とくに法律上の規制はないが、法第 92 条の 2 により事業年度終了後 3 月以内に決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならないことから、事業年度終了の日から 3 箇月以内に通常総（代）会を行う必要がある。その範囲内で適宜定めるものである。

< 第 45 条（通常総（代）会の招集）関係 >

1 「 箇月以内に」の期間の計算については、第 13 条（解説）2 を参照のこと。

2 総（代）会は、組合員（総代）によって構成され、組合の意思を決定する最高の意思決定機関である。総（代）会は法令及び定款に反しない限り、組合に関する一切の事項について議決をすることができ、その議決は役員を拘束するものである。

3 総（代）会は、毎事業年度 1 回定期的に招集しなければならない通常総（代）会（法第 34 条）と、随時必要ある場合に招集される臨時総（代）会（法第 35 条）とに分けられる。このうち、通常総（代）会においては、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を提出し、又は提供し、その承認を求めなければならないものである（法第 31 条の 7 第 8 項）ほか、組合の毎事業年度の予算及び事業計画の設定等毎事業年度における組合の財産及び業務執行上の基本的事項を主な議事内容とすることになる。

なお、理事がこの通常総（代）会の招集義務に違反したときは、20 万円以下の

過料に処せられる（法第100条第1項第23号）。

（臨時総（代）会の招集）

第46条 臨時総（代）会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、組合員（総代）がその5分の1以上<sup>（注）1</sup>の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総（代）会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内<sup>（注）2</sup>に臨時総（代）会を招集すべきことを決しなければならない。

（注）1 「5分の1以上」の同意による請求があった場合には、理事は法第35条第2項の規定により必ず総（代）会を招集しなければならない義務を有しているが、組合の実情により、さらにこれを例えば「6分の1以上」、「10分の1以上」というようにして理事の招集義務を加重することは差し支えない。しかし、通常の組合にあっては「5分の1以上」程度が望ましい。

（注）2 「20日以内」というのは、法第35条第2項に規定する最高期限であるから、さらにこれを例えば「15日以内」、「2週間以内」というように短期日にすることは差し支えない。

< 第46条（臨時総（代）会の招集）関係 >

1 臨時総（代）会は、必要があるときは、いつでも招集することができる（法第35条第1項）ものであり、総（代）会の招集は、理事会の議決を経なければならないものである。

2 「5分の1以上の同意」を得る方法については、特に定める必要はなく、5分の1以上の同意が存することを証明し得るものであればよい。この総（代）会招集について組合員に与えられた請求権は、少数組合員の権利を保護する目的を持つものであるから、「5分の1」の要件を、例えば「3分の1」、「2分の1」というように加重することは許されない。

総代会を設けている組合にあっては、法第47条第6項の規定により、総会に関する規定が準用されることから、「組合員がその5分の1以上の同意」とあるのは、当然「総代がその5分の1以上の同意」と解すべきものである。

3 「会議の目的とする事項」とは、総（代）会の議決の対象とすべき事項ということである。

4 「招集の理由」とは、会議の目的とする事項を総（代）会に付議しなければならない理由であり、例えば次の通常総（代）会まで議決を延ばすことが不適當な緊急を要する事項であるというような理由である。

5 「20日以内に」の期間の計算については、第13条（解説）2を参照のこと。

6 「20日以内に臨時総（代）会を招集すべきことを決しなければならない。」とは、20日以内の日を会日とする臨時総（代）会を招集することを決定しなければならないということであって、招集を決定すべき期間が請求のあった日から20日以内であればよいということではない。

なお、この招集業務は、法第35条第2項の規定に基づくもので、理事はこの規定に違反したときは、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第23号）。

（総（代）会の招集者）

第47条 総（代）会は、理事会の議決を経て、理事長<sup>（注）</sup>が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいなく、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総（代）会招集の手続をしないときは、監事は、総（代）会を招集しなければならない。

（注） 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

<第47条（総（代）会の招集者）関係>

1 「理事長及びその職務を代行する理事がいなく」とは、業務執行機関としての理事が全く存在しない場合、すなわち理事全員が欠けた場合をいうものであって、理事は存在するがその職務を行うことを怠っているというような場合をいうものではない。

2 「正当な理由」とは、組合員の臨時総会招集請求権が少数組合員の保護を図るために設けられているという趣旨に反しないよう、できる限り狭く解すべきものである。すなわち、「正当な理由」とは、総会の招集又は開催を不相当とする客観的な障害原因が明確に存在する場合のみをいうべきで、例えば理事全員が一時的に不在（ただし、総（代）会の招集を故意に避けるための不在を除く。）である場合等を指すものと解すべきであろう。

3 理事の職務を行う者がなく、又は組合員（総代）がその5分の1以上の同意を得て、総（代）会の請求をした場合において理事が正当な理由がないのに総（代）会招集の手続きをしないときは、法第36条第2項の規定により、監事は総（代）会を招集しなければならないが、監事は、この規定に違反したときは20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第23号）。

4 監事の総（代）会招集の職務については、第20条（解説）4を参照のこと。

(総(代)会の招集手続)

第48条 総(代)会の招集者が総(代)会を招集する場合には、総(代)会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総(代)会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総(代)会を招集するには、総(代)会の招集者は、その総(代)会の会日の10日前までに、組合員(総代)に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総(代)会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、組合員(総代)に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

<第48条(総(代)会の招集手続)関係>

1 第1項の「法令で定める事項」とは、総(代)会の日時及び場所、総(代)会の目的である事項があるときは当該事項(法第37条第1項第1号及び第2号)並びに施行規則第155条に規定する事項である。

2 監事が総(代)会を招集する場合、監事が数人あっても各自単独で行い得るものであるが複数の日時、場所で決定されると混乱を招くおそれがあるので本模範定款例においては、監事の全員の合議で決定するとしたものである。

3 「10日前までに」の期間の計算については、第12条(解説)5を参照のこと。

4 「10日前までに」というのは、組合の通知発送の日が10日前であればよいか、組合員の許へ通知到達の日が10日前でなければならないかということが問題となるが、組合の組合員に対する通知は、組合員名簿に記載したその者の住所(別に通知を受ける場所又は連絡先を指定したときは、その場所又は連絡先)にあてて行い、かつ、その通知は、通常到達すべきときに到達したものとみなされる(法第39条)こととされているので、この総(代)会招集についてもその通知が組合員に到達すべき日が10日前となるよう発送しなければならないと解すべきである。

5 総(代)会招集者は、書面の発出に代えて、施行規則第156条で定めるところにより、組合員(総代)の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる(法第38条第2項)。なお、この書面等による通知に併せて第78条に定めた公告をし、さらに総(代)会招集の徹底を図ることは望ましいことである。

6 この総(代)会の招集手続について瑕疵がある場合には、その総(代)会の議決又は選挙若しくは当選が取り消されることがある。すなわち、法第96条第1項に「組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法

又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から1月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。」と規定され、組合員に対しては招集手続等の瑕疵があった場合における総（代）会の議決又は選挙の取消請求権、行政庁に対してはその請求権に基づく取消権が認められている。また、総（代）会の招集手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき、決議の内容が定款に違反するとき又は決議について特別の利害関係者を有する者が議決権を行使したことにより著しく不当な決議がなされたときは、訴えをもって決議の取消を請求することができ（法第46条において準用する会社法第831条）、決議の内容が法令に違反する場合又は決議が存在しない場合には、訴えをもってその決議の無効及び不存在の確認を求めることができるものである（法第46条において準用する会社法第830条）。

（総（代）会提出議案・書類の調査）

第49条 監事は、理事が総（代）会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総（代）会に報告しなければならない。

（総（代）会の会日の延期又は続行の決議）

第50条 総（代）会の会日は、総（代）会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第48条の規定は適用しない。

<第50条（総（代）会の会日の延長）関係>

- 1 ここにいう「総（代）会の議決」は、議事進行上の議決であるから、延期又は続行される総（代）会にかかる議案が特別議決を要するものであっても、延期又は続行の議決は通常議決によるべきものである。
- 2 「延期」とは、法第37条及び第38条の規定により通知した会日（第48条を参照のこと。）を後日に変更すること、「続行」とは、審議未了となった議事の審議のために会日を法第37条及び第38条の規定により通知した会日後まで延長することである。

このように延期又は続行された総（代）会については、招集手続を改めて繰り返す必要はなく、出席して議決権及び選挙権の行使のできる組合員は、当初の総（代）会のときに組合員（総代）としての資格のあった者すべてで、当初の総（代）会に出席していたかどうかは問うべきではない。

(総(代)会の議決事項)

第51条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総(代)会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
  - (2) 規約の設定、変更及び廃止
  - (3) 解散及び合併
  - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
  - (5) 出資1口の金額の減少
  - (6) 事業報告書及び決算関係書類
  - (7) 連合会及び他の団体への加入<sup>(注)1</sup>又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総(代)会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総(代)会においては、第48条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総(代)会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。
- 4 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総(代)会の議決を経ることを要しないものとしてすることができる。この場合においては、総(代)会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法は第78条及び第79条による。
- (1) 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理<sup>(注)2</sup>
  - (2) に関する事項<sup>(注)2</sup>

(注)1 「他の団体への加入」には、会社等への出資等も含むものである。

(注)2 組合の実情に応じて施行規則第157条に規定する事項の中から定めるものである。

<第51条(総(代)会の議決事項)関係>

- 1 「特別の定め」とは、第12条第1項の規定による組合員の除名、第21条第1項の規定による役員選挙(第 条の規定による役員選任)、第25条第5項の規定による役員責任の免除、第27条第1項の規定による役員解任、第28条第1項の規定による役員報酬、第37条第12項の規定による監査についての規則の承認、第50条の規定による総(代)会の会日の延期又は続行並びに第56条第4号の規定による事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転をいう。



- 2 「定款の変更」とは、従来の規定の改廃のみでなく、新たな規定を追加する場合も含むものである。なお、この定款の変更は、組合員（総代）の半数以上が出席しその3分の2以上の多数による特別議決を必要とする事項（法第42条第1号）であり、また、この定款の変更は行政庁の認可を受けなければその効力を生ぜず（法第40条第4項）、更にこの定款変更が、組合の事業、名称、区域又は出資1口の金額の減少若しくはその払込みの方法等についてのものであるときは、変更登記事項とされているものである。（法第77条第1項）この登記については、第2条（解説）2（2）を参照のこと。
- 3 「規約」とは、法第26条の2の規定により、組合の会計又は業務の執行に関し、組合の運営上重要な事項のうち定款において定めていないものを定款の委任により又は定款の規定を執行するため定めるものである。本模範定款例においては、役員選挙（選任）規約、総代選挙規約、総会（及び総代会）運営規約、共済事業規約（共済事業を行っている組合に限る。）及び貸付事業規約（貸付事業を行っている組合に限る。）がこれに該当するが、役員選挙規約及び総代選挙規約においては役員及び総代の選挙に関する諸種の重要な事項を、総会（及び総代会）運営規約においては総会（及び総代会）の運営に関する重要な事項を、共済事業規約においては法第26条の3の規定により共済事業の実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法等を、貸付事業規約においては法第26条の4の規定により実施方法及び貸付けの契約に関する事項を定めるもので、法令及び定款に反しない限り、組合員の権利義務関係についても規定することができるものである。なお、共済事業規約及び貸付事業規約の変更については、定款変更と同じく、行政庁の認可を受けなければその効力を生じないこととされている。（法第40条第5項及び第6項）
- 4 「事業計画」とは、各年度における組合事業の計画で、当該事業年度の事業種目及び事業量並びに諸設備の計画すべてをいう。
- 5 「出資1口の本額の減少」は、前述2のとおり、総（代）会の特別議決による定款の変更を必要とするものである。
- さらに出資1口の本額の減少の場合には、債権者保護のため所定の手続きが必要とされている。すなわち、組合が出資1口の本額の減少を議決したときは、その議決の日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、これらをその主たる事務所に備え置かなければならず、その期間内に債権者に対して出資一口の本額の減少の内容及び債権者が一定の期間内（1月を下ってはならない。）に異議が述べることを旨を公告し、かつ、知れている債権者には各別これを催告しなければならない（法第49条）ものであり、この規定に違反した出資1口の本額の減少については、理事は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第27号）。
- また、債権者が、異議があればこれを述べるべき旨の公告又は催告に定められた一定の期間内に異議を述べなかったときは、出資1口の本額の減少を承認したもの

とみなされ、債権者が異議を述べたときは、組合は、これを弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならないものである（ただし、出資一口の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときを除く。法第49条の2。）。なお、この信託業務に違反した出資1口の金額の減少についても、理事は20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第27号）。

なお、出資1口金額の増加は、特別の場合を除き、定款変更によってもできないと解されているが、この点については、第16条（解説）3を参照のこと。

- 6 「連合会への加入又は脱退」については、法第40条第1項第9号の規定により、総（代）会の議決事項とされているものであるが、「他の団体への加入又は脱退」については、法第13条の2の規定により、「組合は、組合に関係がある事業を行うため必要であるときは、組合の目的及び他の法律の規定に反しない限り、他の法人又は団体に加入することができるもの」とされ、特に総（代）会の議決事項とされていない。しかしながら、組合が他の団体への加入又は他の団体から脱退することは、組合の財産及び業務執行上の影響が少なくない場合も考えられ、また団体の如何によっては加入の条件として多額の出資若しくは加入金又は会費を要求されることもあり得るので、それらの点を考慮し、他の団体への加入又は脱退も原則的には総（代）会の議決事項とすべきものである。
- 7 「範囲を定め」とは、団体の種類及び出資若しくは加入金又は会費の額について範囲を定めておくべきもので、組合の財産及び事業の状況を勘案し、できるだけ具体的に、例えば「組合の区域における商工業者の構成する団体であって、加入金が 円以下会費が年 円以下であるもの」、「消費者の保護を目的とする団体であって、出資金が 円以下であるもの」というように定めておくことが望ましい。
- 8 「他の団体への加入又は脱退」は、6で述べたように、原則として総（代）会の議決事項であるが、これをすべて総（代）会の議決事項とすることは、組合の業務執行の円滑化のために加入を即時必要とし、かつ、組合財政上も影響のないような友好団体等の加入についても、そのつど総（代）会を招集しなければならないこととなり、必要以上に他の団体との友好関係を欠くというような場合も生じ得るので、そのような弊害を避けるため、前述したような一定範囲の団体の加入又は脱退については、あらかじめその範囲を総（代）会で定めてこれを理事会の議決事項としておくこととしたものである。
- 9 「この定款により総（代）会の議決事項とされているもの」とは、前述1及び第1項各号に掲げる事項をいう。
- 10 総（代）会において議決できるものを、原則としてあらかじめ通知した事項に限り緊急動議による議案の議決を禁止しているのは、総（代）会に出席できない組合員が自己の知らない間に重大な事項が議決され、その利益が不当に侵害されること

を防止するためである。したがって「軽微かつ緊急を要するもの」であっても、緊急議決できる事項は、本文の趣旨から、でき得る限りあらかじめ通知した事項に附帯する事項に限定すべきであろう。

なお、総（代）会の議決に際し、あらかじめ通知されなかった事項については、法第17条の規定による書面又は代理人による議決権の行使（第57条を参照のこと。）が認められないことは当然である。

（総（代）会の成立要件）

第52条 総（代）会は、組合員（総代）の半数<sup>（注）</sup>が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の組合員（総代）の出席がないときは、理事会は、その総（代）会の会日から20日以内にさらに総（代）会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（注） 総（代）会の成立要件を「半数」とするかどうかは、組合員等の実情により定めるものであり、組合員数の多い組合の総会にあっては「3分の1」としても差し支えないものであるが、総代を置いている組合にあっては、総代自身が何人かの組合員を代表しているものであるから、よほど特別の理由のない限りは「半数」と規定すべきである。

<第52条（総（代）会の成立要件）関係>

1 「議事を開き、議決をすることができない。」とは、定足数を満たしていない総（代）会は、与えられた議決権の行使をすることができないということで、この総（代）会の定足数は、閉会まで満たされていることを必要とし、開会後途中で退場した者がたため出席者が定足数を満たさなくなったときは、それ以後における総（代）会は議決権の行使ができないものとなる。

なお、この総（代）会の議決要件について瑕疵がある場合は、一定の手続きを経て行政庁による取消しが認められているのであるが（法第96条第1項）、この点については第48条（解説）6を参照のこと。

2 第2項においてさらに招集した総（代）会は、法第44条の規定による継続会又は延会（第50条を参照のこと。）ではないことからあらためて招集の手続きをとらなければならないものである。

3 「適用しない」とは、議事を開き議決をすることができるということであって、議決については、法第41条及び第42条（第55条及び第56条を参照のこと。）の規定によることは当然である。

（役員の説明義務）

第53条 役員は、総（代）会において、組合員（総代）から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）組合員（総代）が説明を求めた事項が総（代）会の目的である事項に関しないものである場合
- （2）その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- （3）組合員（総代）が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該組合員（総代）が総（代）会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- （4）組合員（総代）が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- （5）組合員（総代）が当該総（代）会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- （6）前各号に掲げる場合のほか、組合員（総代）が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議決権及び選挙権）

第54条 組合員（総代）は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

<第54条（議決権及び選挙権）関係>

「組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。」（法第2条第1項第4号）というのは、組合がその存立上備えなければならない要件の一つである。すなわち、組合は人と人との結合の組織である以上、資本の組織である株式会社のように1株1票主義を採らずに1人1票主義を採るもの（連合会を除く。）であり、この組合員に与えられている議決権及び選挙権は、法律に根拠をおいているものを除き、奪うことができない基本的な権利である。なお、本条で規定するところに従わない議決権又は選挙権の行使による総（代）会の議決については、一定の手続きを経て行政庁による取消しが認められているものであるが（法第96条第1項）、この点については第48条（解説）6を参照のこと。

（総（代）会の議決方法）

第55条 総（代）会の議事は、出席した組合員（総代）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総（代）会の議長は、総（代）会において、出席した組合員（総代）のうちから、その都度選任する。

- 3 議長は、組合員（総代）として総（代）会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総（代）会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した組合員（総代）の数に算入しない。

<第55条（総（代）会の議決方法）関係>

- 1 「出席した組合員（総代）」とは、総（代）会に出席した者のうち議決権及び選挙権を有効に行使し得る組合員（総代）をいうものであり、法第48条に基づく第58条の規定により総（代）会に出席できる組合員と同一の世帯に属する者は、ここにいう出席者ではない。なお、書面又は代理人によって議決権及び選挙権を行使する組合員（総代）は、出席者とみなされるから（法第17条第4項）、当然出席者の数に算入されるものである。しかし、この書面又は代理人により議決権及び選挙権を行使し得るのは、あらかじめ通知された事項に限られている（法第17条第2項）ことから、予告のない事項に関する議決は、現実の議決権及び選挙権を有する出席者の数のみによって行われるものである。
- 2 過半数をさらに重くすることは差しつかえないが、これより軽くすることはできない。なお、定足数を欠いた総（代）会は議事を開き議決をすることができないことから、総（代）会の議決をする場合の出席者というのは常に定足数を充たしていなければならないものである（第52条第1項）。また、本条に規定するところから従わない総（代）会の議決又は選挙は、一定の手続きを経て行政庁による取消しが認められているが（法第96条第1項）、この点については第48条（解説）6を参照のこと。
- 3 総（代）会の議長を、「その都度選任する」のは、法第41条第2項の規定に基づくものであることから、組合においては常任議長制を設けたり、定款で「理事長は、総（代）会の議長となる。」というような規定を設けることはできないものである。
- 4 議長は可否同数の場合の専決権を持つ反面、組合員として総（代）会の議決に加わる権利を有しないとされており、当然、書面又は代理人によっても行使し得るものではない。

（総（代）会の特別議決方法）

第56条 次の事項は、組合員（総代）の（半数以上が出席し、その）<sup>(注)1</sup>の3分の2以上<sup>(注)2</sup>の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転
- (5) 第25条第5項の規定による役員の実任の免除

- (注) 1 第52条第1項の規定による総(代)会の定足数を「半数以上」としている組合にあっては、この括弧書は規定する必要はないが、定足数を半数未満、例えば「3分の1」としているような組合にあっては、この括弧書を規定しなければならない。なお、この「半数」は、さらにこれを例えば、「3分の2以上」というように加重することは差し支えない。
- (注) 2 「3分の2以上」の議決要件は、さらにこれを例えば「4分の3以上」というように加重することは差し支えない。

<第56条(総(代)会の特別議決方法)関係>

- 1 総(代)会の付議事項中、組合運営の基本的事項の変更、組合の消滅変動又は組合員の資格の強制的剥奪等の重要な事項は、いわゆる通常の議決によるよりもさらに慎重を期すべく、議決手続きを加重する必要があるためこれを特別議決事項としたもので、このほかにも組合の実情により役員解任等の重要な事項を、特別議決事項に含ませるものとする事は差しつかえない。
- 2 本条に規定するところから従わない総(代)会の議決は、一定の手続きを経て行政庁による取消しが認められているが(法第96条第1項)、この点については第48条(解説)6を参照のこと。
- 3 「定款の変更」については、第51条(解説)2を参照のこと。
- 4 「組合の解散」については、第7章を参照のこと。
- 5 「組合員の除名」については、第12条を参照のこと。
- 6 「役員責任の免除」については、第25条(解説)を参照のこと。

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

- 第57条 組合員(総代)<sup>(注)1</sup>は、第48条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者(組合員)<sup>(注)1</sup>でなければ代理人となることができない。
- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
  - 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第48条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第60条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
  - 4 代理人は、10(3)<sup>(注)1</sup>人<sup>(注)2</sup>以上の組合員(総代)<sup>(注)1</sup>を代理することができない。

- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。
- 6 組合員（総代）は、第1項の規定による書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法により行うことができる。（注）<sup>3</sup>
- 7 前項の電磁的方法は、（注）<sup>4</sup>の方法により行うこととする。

（注）1 総代を置いている組合にあつては「総代」、「組合員」、「3人」、「総代」と、総代を置いていない組合にあつては「組合員」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」、「10人」、「組合員」と規定するものである。

（注）2 「10（3）人」は、法第17条第5項の規定により定められた最高限度の数で、さらにこれを例えば「8（2）人」というように、少人数にすることは差し支えない。

（注）3 電磁的方法によってできるとする場合には、本項のとおり規定するものである。

（注）4 施行規則第53条に規定する方法のうち、組合が行う方法を規定するものである。また、具体的な手続き等については、規則で定めるものである。

#### < 第57条（議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使）関係 >

1 書面議決又は代理議決は、第48条第4項の規定による「あらかじめ通知のあった事項」に限られる（法第17条第2項）ものであり、あらかじめ通知していない事項を議事とした場合には、書面又は代理議決はできないものである。

2 「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」であれば代理人になることができるものであって、組合員と同一の世帯に属する者は、その世帯に属する組合員の代理のみでなく、他の世帯に属する組合員の代理をすることも差しつかえない。

3 「同一の世帯に属する者」とは、社会生活上の単位として、住居又は家計をともにしている者をいい、必ずしも親族であることを要件とするものではない。

4 「代理」とは、代理人が本人に代って意思表示をし、又は第三者の意思表示を受領し、その効果が直接本人に帰属する関係をいうもの（民法第99条）である。代理人の行為は、代理人自身の意思による行為であるから、いわゆる使者のように本人の決定した意思を表示するにとどまるものとは異なる。

なお、代理人は本人の許諾を得たとき又は止むを得ない事由があるときでなければ復代理人を選任することはできない（民法第104条）ものであり、委任を受けた組合員又は家族が他の組合員又は家族に代理を委任することは、原則として許されないものである。

5 電磁的方法による議決権及び選挙権に関する具体的な規則については、総（代）会において承認を受けておく必要があるが、これについては、第33条（解説）3を参照のこと。

(家族(組合員)<sup>(注)</sup>の発言権)

第58条 組合員と同一の世帯に属する者(組合員)<sup>(注)</sup>は、総(代)会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、組合員(総代)<sup>(注)</sup>の代理人として総(代)会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(注) 総代を置いていない組合にあっては「家族」、「組合員と同一の世帯に属する者」、「組合員」と、総代を置いている組合にあっては「組合員」、「組合員」、「総代」と規定するものである。

<第58条(家族(組合員)の発言権)関係>

「組合員と同一の世帯に属する者」については、前条(解説)3を参照のこと。

(総(代)会の議事録)

第59条 総(代)会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長<sup>(注)</sup>がこれに署名又は記名押印するものとする。

(注) 議事録の署名又は記名押印については、「議長及び総(代)会において選任した組合員(総代)2人」と規定することも差し支えない。

<第59条(総(代)会の議事録)関係>

- 1 「議事録の作成」については、具体的に、かつ、なるべく詳細に記載することが望ましい。組合は、総会の会日から10年間、総会の議事録を組合の主たる事務所に、総会の会日から5年間、総会の議事録の写しを組合の従たる事務所に備えなければならない義務を負っており(法第45条第2項及び第3項)、理事は、この義務に違反したときは、20万円以下の過料に処せられる(法第100条第1項第5号)。
- 2 組合員及び組合の債権者は、法第45条第4項の規定により本条に掲げる書類の閲覧等を求めることができるものであって、理事が正当な理由がないのにこの閲覧等を拒んだときは、20万円以下の過料に処される(法第100条第1項第6号)。

(解散又は合併の議決)

第 条 総代会において組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上<sup>(注)</sup>の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を



招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(注) これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合を規定するものである。

#### < 第 条 (解散又は合併の議決) >

解散又は合併は、当事者たる組合の組合員に多大な影響を生じさせるため、組合として最も重要な事項であり、このため、解散又は合併の議決は、特別議決であり、また、総代会における組合の解散又は合併の決議は、直ちに組合の意思とはならない。すなわち、その決議の日から10日以内に、組合員にその決議の内容を通知しなければならないこととされており、この場合において、その決議のあった日から1月以内に、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、その請求のあった日から3週間以内総会を開催しなければならないこととされており、その総会において通知のあった事項を承認しなかったときは、当該事項についての総代会の議決はその効力を失うこととなる。

#### (総会の議決事項及び総代会の規定の準用)

第 条 (注)1 については、総会の議決を経なければならない。

2 第 条、第 条及び第 条(注)2の規定は、総会において準用する。

(注)1 総代を置いている組合において、例えば「役員解任」等の重要な事項を総会議決事項とする場合には、本条に規定するものである。

(注)2 第1項に規定した事項について、総会で議決を行うための招集手続き等準用が必要な条番号を列挙するものである。

#### < 第 条 (総会の議決事項及び総代会の規定の準用) 関係 >

総代会を設けた組合においては、組合の実情により、例えば「組合員の除名」又は「役員解任」等の重要な事項を総会議決事項とすることは差しつかえないものであり、その場合、総会の議決事項としたものについて規定するものである。なお、総会議決事項とするものがない場合にあつては、本条を規定する必要はないものである。

#### (総会(及び総代会)(注)運営規約)

第60条 この定款に定めるもののほか、総会(及び総代会)(注)の運営に関し必要な

事項は、総会（及び総代会）<sup>（注）</sup>運営規約で定める。

（注） 総代を置いている組合にあっては「総会及び総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「総会」と規定するものである。

<第60条（総会（及び総代会）運営規約）関係>

- 1 「この定款に定めるもの」とは、総（代）会の運営に関し第4章に定める事項をいう。
- 2 「総会（及び総代会）運営規約」は、総（代）会の運営に関する必要な事項で定款に定められていないものを内容とするもので、総（代）会の議決を経て定められるものである。なお、規約については、第51条（解説）3を参照のこと。

## 第5章 事業の執行

「事業の執行に関する規定」は、法第26条第1項第12号の規定により、定款の法定記載事項である。

### （事業の利用）

第61条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。ただし、第3条第 号に掲げる事業の利用については、この限りでない。（注）

（注） 本条は、組合員と同一の世帯に属する者の組合事業の利用を認めた規定であるが、組合事業の性格上その利用者の範囲を組合員のみに限るような事業については、ただし書のような規定を必ず置かなければならないものである。

### < 第61条（事業の利用）関係 >

1 「同一の世帯に属する者」については、第57条（解説）3を参照のこと。

2 組合は家庭を中心とした生活の協同組織体であるから、特に供給事業及び利用事業においては、組合員の家族を組合員と同じように同一の資格を有するものとして扱うことが望ましい。

なお、特に定款上の規定がなくとも、組合員と同一の世帯に属する者は組合の事業の利用については組合員とみなされるものであるが（法第12条第2項）、このことを定款上明示する意味において本条を規定することは望ましいものである。

### （事業の品目等）（注）<sup>1</sup>

第62条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。（注）<sup>2</sup>

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の種類は、理容施設、美容施設及び施設とする。（注）<sup>3</sup>

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。（注）<sup>4</sup>

（1）共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者の火災事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する火災共済事業

（2）共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者又はその親族の死亡事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する生命共済事業

（3）生活協同組合連合会が行う 共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業（注）<sup>5</sup>

（4）組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）

4 第3条第5号に規定する医療に関する事業は、次に掲げるものとする。(第3条第6号に係るものを除く。)(注)6

- (1) 医療事業
- (2) 訪問看護事業

5 第3条第6号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所を経営する事業
- (2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業(注)7
- (3) 組合員の福祉の増進を図る事業(前号までに規定する事業を除く。)(注)8

(注)1 本条は、第3条に規定する事業種目に従って規定するもので、第3条に掲げていない事業種目については規定する必要はない。

(注)2 本項は、現に供給し及び供給しようとしている主要な品目について、例示的に規定するものである。しかしながら、酒税法による酒類の小売業を行う場合は、税務署長の免許を必要とし、たばこ事業法による小売販売業を行う場合は、財務(支)局に許可を申請しなければならず、医薬品の販売を行う場合は、薬品又は医薬品の販売業として都道府県知事の許可を受けなければならず、このような免許又は許可の申請に当たっては、定款の提出を求められることもあり得るので、本条において、その品目を明記しておくことが必要である。

(注)3 本項は、現に設置し及び設置しようとしている施設の種類を具体的に規定するものである。

ただし、医療事業、訪問看護事業、保育所を経営する事業、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に基づく保健福祉に関する事業等は本項から分離し、本条第4項又は第5項に規定するものである。

(注)4 本項は、現に行い及び行おうとしている共済を図る事業の種類を具体的に規定するものである。また、共済事業又は受託共済事業を行う組合で保険代理に関する事業を行う場合には、別項で内容を具体的に規定するものである。なお、1の被共済者当たりの共済金額が10万円以下の共済契約を行う事業を行う場合には、例えば死亡見舞金事業など共済事業と別の名称を規定するなどにより、共済事業と区分して規定するものである。

(注)5 第3条(注)2を参照のこと。

(注)6 本項は、第3条第5号に規定する事業のうち、現に行い及び行おうとしている医療事業の種類を規定するものである。

(注)7 本号の事業のうち新たな事業を追加していく場合にも、本号の改正を要しないものである。

(注)8 本号に規定する事業は、福祉に関する役務提供事業のうち、現に行い及び

行おうとしているものの主要な事業について、例示的に規定するものである。

< 第62条（事業の品目等）関係 >

- 1 保険代理に関する事業を行う場合は、施行規則第4条に規定する保険会社の業務の代理又は事務の代行のうち、現に行い又は行おうとするものについて、別に項を設けて規定するものである。
- 2 第4項第1号の医療事業を行う組合は、開設する個々の病院、診療所の名称及び場所を定款に記載する必要はないが、当該事項については行政庁関係部局に必ず届出を行うべきものである。その他第4項及び第5項（第5項第3号に係るものを除く。）に規定して行う事業に使用する施設についても同様である。
- 3 第4項中訪問看護事業については、老人を対象とする事業は第5項第2号に、健康保険法等その他の医療保険各法に基づく事業は第4項第2号に該当するものである。
- 4 第5項第2号の保健福祉に関する事業並びにその関連の事業の具体的な事業内容については、これを個別に定款に記載する方法をとらず、本号に該当する事業であればその後の追加があっても本号の変更を必要としない扱いとした。これは、保健福祉事業に対する組合員等の要望の高さを勘案して、組合の当該事業への参入を促すためであり、所管行政庁の老人保健福祉担当部局、医療担当部局、介護保険担当部局又は障害保健福祉部局が適当と認めた場合には、速やかに事業を開始できるようにすることを意図したものである。  
ただし、具体的にどのような事業を行っているかについては、組合の所管行政庁としての確に把握する必要があるので、現在行っている事業及びこれから行うことが確実な事業については、遅滞なく届出を行なうものである。
- 5 上記において定款への個別の記載を省略し、所管行政庁へ届け出た事項については、組合員に確実に周知するものである。
- 6 その他第3条（解説）を参照のこと。

（共済掛金及び共済金）<sup>（注）1</sup>

第 条 共済事業に係る共済契約1口当たりの共済掛金及び共済金の額は、次のとおりとする。

共済事業の種類	共 済 掛 金 額	共 済 金 額
火災共済事業	年 円	万円

生命共済事業	年	円	万円
--------	---	---	----

(注) 2

共済事業の種類	共済掛金額の最高限度	共済金額の最高限度
火災共済事業	□ 円	万円
生命共済事業	□ 円	万円

(注) 3

- (注) 1 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。なお、1の被共済者当たりの共済金額が10万円以下の共済契約を行う事業を行っている場合についても本条と同様の内容を規定しても差し支えない。
- (注) 2 例えば、火災共済事業について、共済の目的の共済事故発生の危険の程度にしたがって、共済契約1口当たりの共済掛金の額に段階を設ける組合にあつては、各段階ごとの共済掛金の額を示すことが必要である。
- (注) 3 (注) 2にあるように、1口当たりの共済掛金の額が段階別に分れている組合にあつては、各段階のうち、最も高い共済掛金の額を基準として、共済掛金の額の最高限度を定めるものである。

< 第 条 (共済掛金及び共済金) 関係 >

「共済事業に係る共済掛金及び共済金の額の最高限度」は、法第26条第1項第17号の規定により、定款の法定記載事項である。

(共済事業規約) (注)

第 条 この組合は、共済事業について、その種類ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して法令で定める事項を、共済事業規約で定めるものとする。

(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

< 第 条 (共済事業規約) 関係 >

共済事業を行おうとする組合は、法第26条の3の規定により、施行規則第55条第1項に規定する事項について「規約」で定めなければならないこととされている。

この規約は、法第40条第1項第2号の規定により、その設定、変更及び廃止については総(代)会の議決を経なければならないものであるが、特にこの共済事業に関する「規約」は、その設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければその効力が生じないこととされている(法第40条第5項)。

(貸付事業規約)<sup>(注)</sup>

第 条 この組合は、貸付事業について、その実施方法及び貸付けの契約に関して法令で定める事項を、貸付事業規約で定めるものとする。

(注) 本条は、貸付事業を行う組合のみが規定するものである。

< 第 条 (貸付事業規約) 関係 >

貸付事業を行おうとする組合は、法第26条の4の規定により、施行規則第57条に規定する事項について「規約」を定めなければならないこととされている。

この規約は、法第40条第1項第2号の規定により、その設定、変更及び廃止については総(代)会の議決を経なければならないものであるが、特にこの貸付事業に関する「規約」は、その設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければその効力が生じないこととされている(法第40条第6項)。

## 第6章 会計

「剰余金の処分及び損失の処理に関する規定」及び「事業年度」は、法第26条第1項第9号及び第15号の規定により、定款の法定記載事項である。

### (事業年度)

第63条 この組合の事業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までとする。

#### <第63条(事業年度)関係>

「組合の事業年度」は、組合の会計経理事務の適正、円滑な執行上、原則1年間とすること。

### (財務処理)

第64条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

#### <第64条(財務処理)関係>

- 1 「規則」については、第33条(解説)3を参照のこと。
- 2 「この組合の経理に関する規則」については、施行規則において財務処理に関する規定が設けられているところであるが、組合が行う財務処理のためのさらに細部の事項及び手続等について、あらかじめ組合として経理に関する手続を制定しておき、事務の適切化、合理化を図っていくことが必要である。

### (収支の明示)

第65条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。(注)

(注) 第3条に規定する事業の種類ごとに収支を明らかにすることにより、各事業の経営内容の評価、効率化に寄与するものである。

#### <第65条(収支の明示)関係>

次条の規定において、共済事業の事業種別ごとにおける収支の明示が規定されているところであり、本条において「組合が行う事業の種類ごと」とは、第3条に規定する事業の種類ごとを指すものである。



( 共済事業の区分経理 ) ( 注 )

第 条 この組合は、共済事業と共済事業以外の事業とを区分して経理し、かつ、共済事業については、その事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

( 注 ) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

( 医療福祉等事業の区分経理 )

第 条 この組合は、次に掲げる事業 ( 以下「医療福祉等事業」という。 ) に係る経理とその他の経理を区分するものとする。

( 1 ) 法第 50 条の 3 第 3 項の規定に基づき区分経理しなければならない事業 ( 注 ) 1

イ 病院を営む事業

ロ 診療所を営む事業

ハ 介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業

ニ 事業

( 2 ) 区分経理に含める事業 ( ( 1 ) を除く。 ) ( 注 ) 2

イ 医療関係者の人材育成施設を営む事業

ロ 病院内の売店における供給事業

ハ 事業

( 注 ) 1 法第 50 条の 3 第 3 項の規定に基づき、必ず区分経理を行わなければならない事業のうち、組合において、行っている事業を規定するものである。

( 注 ) 2 法第 50 条の 3 第 3 項の規定に基づき、本条第 1 号の事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業のうち、組合において、行っている事業を規定するものである。

< 第 条 ( 医療福祉等事業の区分経理 ) 関係 >

1 医療事業及び福祉事業は、主に保険料や税といった公的財源により賄われており、これらの財源により生じた剰余が、医療・福祉サービスの再生産のために用いられるようにすることが適切であるため、法第 50 条の 3 第 3 項に基づき、施行規則第 164 条に規定する事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

このため、第 1 項は施行規則第 164 条に規定する事業の範囲内で、組合が行っている事業を具体的に列記するものである。

2 区分経理しなければならない事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業については、上記により区分された経理に含めてよいこととされているため、第 2 項は、施行規則第 165 条に規定する事業の範囲内で、組合が行っている事業

を具体的に列記するものである。

なお、区分経理に含める事業については、個々のケースごとに、区分経理に含めることが適当かどうかについて行政庁において認可されるものであるため、本模範定款例に記載している事業についても、個々のケースごとに適当かどうかの判断がなされるものである。

(他の経理への資金運用の禁止) (注)

第 条 この組合は、厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、共済事業に係る経理から共済事業以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る経理に属する資金を調達しないものとする。

(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

< 第 条 (他の経理への資金運用の禁止) 関係 >

- 1 「厚生労働大臣の承認」を受けようとする組合は、施行規則第166条の規定により、申請書に、理由書、定款、規約、最終の決算関係書類(剰余金処分案及び損失処理案を除く。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、当該資金を必要とする事業に係る事業計画書及び収支予算書並びに当該資金の償還計画書を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 「厚生労働大臣の承認」の基準は、「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」(平成20年3月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)において、
  - 他事業へ運用できる資金の額の限度は、原則として、払込済出資金、法定準備金及び任意積立金の合計額(繰越欠損金がある場合はその額を控除した額)の2分の1以下の額とすること。
  - 他事業の経理内容が確実であること。
  - 当該事業年度内に償還可能であること。とされている。
- 3 地域又は職域が厚生労働大臣の管轄区域外の組合にあっては、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」とする。

(法定準備金)

第66条 この組合は、出資総額の2分の1(出資総額)に相当する額(注)1に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1(5分の1)(注)2に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損

金のでん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

- 2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のでん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(注) 1 法定準備金の額を「出資総額の2分の1に相当する額」とすることは、法第51条の4第2項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを「出資総額に相当する額」というように増額することは差し支えない。なお、共済事業を行う組合にあっては、「出資総額に相当する額」とすることは、法第51条の4第2項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを「出資総額の2倍に相当する額」というように増額することは差し支えない。

(注) 2 共済事業を行う組合にあっては、5分の1と規定するものである。

#### < 第66条(法定準備金)関係 >

- 1 「出資総額」とは、出資額のうち払込済みのものだけをいうのではなく、未払込みの出資額を含む出資総額をいうものである。
- 2 「法定準備金」は、組合の経営基礎を強固にするとともに、経済的変化の場合にも組合員及び債権者の利益を守り、不慮の損失により生ずる資本の欠陥を補填するため、法の強制のもとに積み立てられる留保金である。
- 3 「法定準備金として積み立てるものとする。」ということとは、現実の基金として特別の財産の一団を組合に存在させる必要はなく、準備金額に相当する純財産を組合に存在させれば足りるものであり、会計処理としては、その財産額を貸借対照表の純資産の部に計上すればよいものであるが、組合がこの法定準備金の積立義務に違反したときは、理事は、20万円以下の過料に処せられることになっている(法第100条第1項第31号)。
- 4 法定準備金を「欠損金のでん補に充てる場合」とは、繰越剰余金及び第72条の規定により積み立てた積立金をてん補にあててもなお欠損金に残余があるという場合に限られるものである。
- 5 「取り崩す」ということも、具体的に現金をもって支払をするということではなく、貸借対照表上純資産の部に計上されている準備金の額を減少し、損失額をそれに応じて減少するという計算上の観念である。なお、法定準備金を欠損金のでん補に充てる以外に取り崩すことは、法第51条の4第3項の規定に違反するもので、これについては、理事は、20万円以下の過料に処せられる(法第100条第1項第31号)。

(教育事業等繰越金)

第67条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額<sup>(注)</sup>以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第7号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(注) 教育事業等繰越金の額を「毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額」とすることは、法第51条の4第4項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを例えば「10分の1に相当する額」というように増額することは差し支えない。

#### <第67条(教育事業等繰越金)関係>

1 組合の事業の健全な発展のためには、組合が目前の利益にとらわれず、その基礎を培うため、組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業を積極的に行うことが極めて重要であることは当然で、このための制度が本条に規定する教育事業等繰越金であり、法の強制のもとに毎事業年度の剰余金中の一定額を、次年度においてその事業に支出するため繰り越さなければならない性質のものである。

これは、国際協同組合同盟(ICA)の協同組合原則を踏まえたものであるが、一方、組合員はその居住する地域と強い結びつきがあり、協同組合は地域に無関心で関与しないということはある程度あり得ないとの考え方から、1995年に制定された直近のICAの協同組合原則においては、新たに「コミュニティへの関与」が付け加えられたところである。生協においては、組合員の自主的な活動として、組合員が相互に協力して各種活動を行っているが、その活動は、子育て支援、家事援助等の福祉活動など、生協の本来の目的である組合員の生活の文化的経済的改善向上に沿うとともに、生協が地域にとけ込んでいくことに貢献するものである。このため、地域社会における組合員同士による福祉活動を支援する観点から、教育事業等繰越金を活動の助成に充ててもよいものである。

組合がこの教育事業等繰越金の繰越しを行わないときは、理事は20万円以下の過料に処せられる(法第100条第1項第31号)。

なお、繰越金の処理にあたっては、「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」(平成20年3月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)により事業報告書に前年度からの繰越金の額等について記載するものである。

2 「支出するものとする」というのは、教育事業への支出としては、直接間接たるを問わず、組合自ら行う事業のみならず、組合の加入する連合会の行う組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業に支出することも含まれると解される。

なお、教育事業等繰越金は、支出目的を限定されているもので、他の積立金のよ  
うに欠損のてん補に充てることは許されない。

(医療福祉等事業の積立金) (注)

第 条 この組合は、医療福祉等事業に関し、残余がある場合については、医療福祉  
等事業積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定による医療福祉等事業積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を  
除いては、取り崩してはならない。

(注) 医療福祉等事業のみを行う組合については、第68条から第72条までを規  
定しないものである。

< 第 条 (医療福祉等事業の積立金) 関係 >

組合の行う医療事業・福祉事業は、主に保険料や税といった公的財源により賄われ  
ているものがあり、これらの公的財源が有効に活用され、良質で効果的な医療・福祉  
サービスが安定的・継続的に提供されることが望ましい。このため、医療福祉等事業  
として整理した事業により生ずる剰余が医療・福祉サービスの再生産のために用いら  
れるよう、法第51条の2の規定により、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除い  
ては取り崩してはならないものであり、当然、剰余金として割り戻すことができない。

(剰余金の割り戻し)

第68条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出  
資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

2 この組合は、期日の到来した出資の払込みを終了しない組合員について、その出資  
の払込みを終わるまでその組合員に割り戻すべき剰余金をその払込みに充てること  
ができる。(注)

(注) 出資の払込みを全額一時払込みとしている組合にあっては、本項を規定する  
必要はない。

< 第68条 (剰余金の割り戻し) 関係 >

1 組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的として事業  
を行っているものであって、営利を目的として事業を行ってはならない(法第2条  
第1項第2号及び第9条)ものであり、一般の会社のように利益を得てこれを社員  
に分配することを目的とするものではない。

したがって、剰余金の割り戻しにあっても、その方法は営利団体と異なった方法  
を採るべきであって、組合員がどの程度組合に出資したかという面からではなく、  
組合事業の発展のため組合事業をどの程度利用したかにより、すなわち組合事業の  
利用分量に応じて主たる割り戻しがなされるべきは当然である。しかし、組合の事業

発展のために組合自身の資産内容を充実させるという点から見れば、組合員からの出資額が多くなることも不可欠な要素であり、このためには出資について何らかの刺激が必要であるということができるので、法においても出資額に対して年1割以内という制限のもとに出資額に応ずる割戻しを認めているものである（法第2条第1項第6号、第52条第4項）。

なお、組合が剰余金について損失のてん補、法定準備金の積立て及び教育事業等繰越金の繰越しを全て定められたとおり完済しないで割戻しを行った場合、利用分量又は払い込んだ出資額に応ずる以外の割戻しを行った場合、出資額に応ずる割戻しを年1割の率を超えて行った場合には、理事は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第31号）。

- 2 出資の払込みを終わらない組合員については、その組合員に割り戻すべき剰余金をその払込みを終わるまでは組合が一方的にその払込みに充当させることができるものとされている（法第53条）。このように、組合は、割戻金をもって組合員の出資払込みと対抗することができるが、組合員は出資の払込みについて相殺をもって組合に対抗することはできない（法第16条第4項）。

（利用分量に応ずる割戻し）

第69条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をてん補し、第66条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第67条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の（種類別ごとの）<sup>（注）1</sup>利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度（毎月ごとに）<sup>（注）2</sup>利用した事業の（種類別及び）<sup>（注）1</sup>分量を証する領収書（利用高券・レシート等）<sup>（注）3</sup>を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の（種類別ごとの）<sup>（注）1</sup>利用分量の総額がこの組合の（その）<sup>（注）4</sup>事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、（その事業についての）<sup>（注）4</sup>利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総（代）<sup>（注）5</sup>会の議決があったときは、速やかに（利用分量割戻しを行う事業の種類、）<sup>（注）1</sup>利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総（代）<sup>（注）5</sup>会の終了の日から6箇月を経過する日<sup>（注）6</sup>までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利

用高券・レシート等)<sup>(注)3</sup>を提出してこれをしなければならない。

- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日<sup>(注)7</sup>までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)<sup>(注)3</sup>によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度<sup>(注)8</sup>における事業の剰余金に算入するものとする。

(注)1 利用分量の割戻しは、組合事業全体の利用分量に応じて、また組合の事業の種類別ごとにも行うことができるものであり、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては「組合事業の利用分量に応じて」とし、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては「組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて」とすればよい。以下事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては(注)1の箇所を括弧書の例により規定するものである。なお、医療福祉等事業については、利用分量の割戻しの対象から除くものである。

(注)2 組合が利用分量の割戻しを行おうとするときは、施行規則第207条第1項の規定により、組合事業を利用する組合員に対し領収書等を交付しなければならないこととされている。しかし、この領収書等の交付については、例えば、食料品及び日用品の供給事業のように、その都度行うことが事務的に非常に繁雑で、組合の事務処理に混乱を招くような場合も考えられるので、このような場合にあつては、領収書等の交付を1箇月分の利用分量をまとめて行うものとしても差し支えないものである。

(注)3 利用分量割戻しを行おうとする組合は、施行規則第207条第1項の規定により、「領収書その他の当該利用分量を確認することができる証拠書類」を組合事業を利用する組合員に交付しなければならないものであつて、その名称は、「領収書」とらわれる必要はなく、利用分量を確認することができる証拠書類であればよいものであるから、例えば、共済事業については、「共済掛金預り金受領書」というようにすればよいものである。

(注)4 利用分量の割戻しは、施行規則第207条第2項の規定により、「領収書等によって確認することができる利用分量の総額が、当該組合の事業総額の5割以上となつたとき」でなければ行つてはならないものとされているので、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては、「こ

の組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。」と規定するものであるが、当該施行規則に「事業別に利用分量割戻しを行おうとする場合にあっては、利用分量割戻しを行おうとする事業ごとに、同項の規定により交付された領収書等によって確認することができる利用分量の総額が、当該事業の事業総額の5割以上となったとき」は利用分量割戻しを行うことができる旨規定されているので、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。」と規定するものである。

(注)5 第12条(注)1を参照のこと。

(注)6 組合員の組合に対する利用分量割戻金の請求期間は、組合の実情により適宜定めて差し支えないが、おおむね6箇月程度が適当であろう。

(注)7 施行規則第207条第9項の規定により、利用分量割戻しは、利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌事業年度開始の日から起算して2年を超えない期間内に、すなわち、翌々事業年度の末日までに行われなければならないこととされているものであるから、この範囲内において、例えば、「翌事業年度の末日まで」として、割戻事務の迅速化を図ることは差し支えない。

(注)8 割戻しを行うことができなかった額を、どこの年度の剰余金に算入するかは、もっぱら割戻金の支払期間との関連において定まってくるものであるから、割戻金の支払を「翌々事業年度の末日まで」とした場合は、剰余金に算入する年度も「翌々事業年度」と規定し、割戻金の支払を「翌事業年度の末日まで」とした場合は、剰余金に算入する年度も「翌事業年度」と規定するものである。

#### < 第69条(利用分量に応ずる割戻し)関係 >

1 「事業の種類別」とは、供給事業、利用事業という別ばかりでなく、例えば供給事業については、食料品、衣料品というような別、あるいは月賦供給品、現金供給品というような別、利用事業については、経理を別にしてそれぞれの施設別というような別まで含まれるものである。実際問題としては、組合の経理の実態に応じ、事務処理があまり煩雑とならないよう、また組合員の間に割戻しの不公平が生じないように考慮して、割戻しの事業種類別を定めるべきである。

2 利用分量割戻しを行うことについての「総(代)会の議決」は、剰余金処分の一環として行われるものである(法第40条第1項第7号)。

3 「組合員に公告する」については、第78条に規定する方法により行うものである。

4 「6箇月を経過する日までに」の期間の計算については、第13条(解説)2を参照のこと。



5 第9項は、組合員の利用状況についてコンピュータ管理を行う等の方法により正確に把握している組合については、組合員からの請求があったものとみなして、組合員の銀行口座へ振込を行う等により迅速に利用分量割戻しを行い、組合員利益の向上を図ることができることとしたものである。

6 第10項は、第8項又は第9項による支払を行おうとしたが、組合員の住所、連絡先、口座等が変更され、当該組合員に連絡をとる方法がなく、かつ、第8項に定める期間内に請求がなかった場合は、「組合の責めに帰すべき事由以外の事由」とし、利用分量割戻しを受ける権利を放棄したものとみなして、第11項の処理を行い、組合会計処理の合理化を図ることとしたものである。

(出資額に応ずる割戻し)

第70条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)

は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割<sup>(注)1</sup>以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総(代)<sup>(注)2</sup>会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総(代)<sup>(注)2</sup>会の終了の日から6箇月を経過する日<sup>(注)3</sup>までにこれをしなければならない。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総(代)<sup>(注)2</sup>会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(注)1 法第52条第4項の規定により、組合における出資額に応ずる割戻しは、年1割を超えてはならないとされているもので、この範囲内においては、組合の実情により、さらにこれを例えば「5分」というように、制限することは差し支えない。

(注)2 第12条(注)1を参照のこと。

(注)3 前条(注)6を参照のこと。

<第70条(出資額に応ずる割戻し)関係>

- 1 「任意積立金取崩額」は、「損益計算書において計上する任意積立金取崩額」及び「剰余金処分案において計上する任意積立金取崩額」の両方を含むものである。

なお、割戻しとその対象となる剰余金の関係は、次のようになる。

A 利用分量割戻し

毎事業年度の剰余金が利用分量割戻しの対象となり、これは損益計算書の当期剰余金である。

B 出資配当

損益計算書の当期末処分剰余金(当期末処理損失金)に剰余金処分案の任意積立金取崩額を加算した額が出資配当の対象となる。

ただし、A、Bいずれにおいても、貸借対照表上、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」において、マイナスの金額を計上している場合(差額金の処理について、全部純資産直入法により処理している組合に限る。)には、これは未実現損であるため、それぞれの割戻しの対象となる金額からこのマイナスの金額を控除しなければならないことに留意するものとする。

また、当期末処理欠損金がある場合に、出資配当を行う場合は、欠損金をてん補しなければ出資配当することができない(法第52条第1項)こととされており、欠損金が生じた場合に、出資配当を行う場合は、特に組合の財務の健全性に留意して行う必要がある。

- 2 払い込んだ出資額に応ずる割戻しの率を年1割以内とすることは、法第52条第4項に定められている制限で、これを超えた場合には、理事は、20万円以下の過料に処せられる(法第100条第1項第31号)。
- 3 「総(代)会の議決」については、前条(解説)2を参照のこと。
- 4 「組合員に公告する」については、前条(解説)3を参照のこと。
- 5 「6箇月を経過する日までに」については、第13条(解説)2を参照のこと。
- 6 第7項は、出資配当を組合員の口座に振込む、あるいは現金書留で送付する等支払方法に関する取決めを明確に定めている場合には、組合員からの請求があったものとみなして、当該取決めによる支払方法によって迅速な出資配当の支払を行い、組合員利益の向上を図ることができることとしたものである。
- 7 第8項は、第6項又は第7項による支払を行おうとしたが、組合員の住所、連絡先、口座等が変更され、当該組合員に連絡をとる方法がなく、かつ、当該組合員が

ら第4項に定める総(代)会の終了の日より2年を経過する日までの間に請求がなかった場合は、「組合の責めに帰すべき事由以外の事由」とし、出資配当を受ける権利を放棄したものとみなし、組合会計処理の合理化を図ることとしたものである。

- 8 「第4項に定める総(代)会の終了の日より2年を経過する日までの間に」については、法第23条に規定する脱退組合員の出資金の払戻請求権の時効が2年であることと同一の扱いとしたものである。

(端数処理)

第71条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に 円未満<sup>(注)</sup>の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(注) この端数切捨ては、通貨価値のない端数を整理して事務処理の繁雑化を防止するとともに、計算上の便宜のためのものであるから、組合の実情により、1円未満、5円未満、10円未満というように適宜定めればよい。

<第71条(端数処理)関係>

- 1 「計算する場合」とは、組合員全体に対する割戻金を組合員個々にいくら分配するかという計算をする場合のことをいうのであって、剰余金のうち組合員全体に対して割り戻される割戻金の総額を計算する場合のことをいうのではない。したがって、組合員全体に対する割戻金の総額を例えば千円単位にしたり万円単位にするためにその端数を切り捨ててしまうことは認められない。
- 2 切り捨てた残余のものは、次条の規定により、剰余金として任意に積み立て、又は翌事業年度へ繰り越すことになるものである。

(その他の剰余金処分)

第72条 この組合は、剰余金について、第68条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

<第72条(その他の剰余金処分)関係>

この任意積立金又は繰越金は、全く任意なものである。しかしながら、組合に剰余が生じた場合には、本来組合員に還元すべきであり、これを無計画に任意積立金等により積み立てることは適当でない。したがって、任意積立金を積み立てる場合には、次年度の事業の拡大に備えて資産の充実を図る等その目的、必要とする額等を各組合毎に判断しながら積み立てることが必要である。いずれにしても、必要な処理を行った後の剰余金は、それぞれ組合の経済的実情に応じ、組合員全体の意思を尊重して決めるべきものである。

(欠損金のでん補)

第73条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのでん補に充てるものとする。

<第73条(欠損金のでん補)関係>

「順に取り崩して」というのは、先順位のことを全部充ててもなお欠損金が残るような場合に、はじめて次順位のことを取り崩すことができるということである。すなわち、法定準備金を欠損金のでん補に充てる場合は、欠損金については、繰越剰余金及び任意積立金の全部をでん補に充ててもなお残余があるときに限られるものである。

なお、医療福祉等事業のみを行う組合については、法第51条の2の規定により、残余がある場合については、医療福祉等積立金として積み立てることとされているため、「繰越剰余金」は存在せず、「前条の規定により積み立てた積立金」とは、当該医療福祉等積立金を指すものである。

(資産運用の基準)<sup>(注)1</sup>

第 条 この組合は、共済事業に属する資産を資産運用に関する規程に基づき、次に掲げる方法<sup>(注)2</sup>で運用するものとする。

(1) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、労働金庫又は農業協同組合、中小企業等協同組合若しくは水産業協同組合又はこれらの連合会で業として預金又は貯金の受入れをすることができるものへの預金又は貯金

(2) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券若しくは金融債又は日本銀行出資証券の取得

(3) 貸付信託の受益証券の取得

(4) の取得

2 次の各号に掲げる資産の合計額は、この組合の共済事業に属する資産の総額に対し、第1号に掲げる資産にあっては同号に定める割合<sup>(注)3</sup>を乗じて得た額以上、第2号から第 号までに掲げる資産にあっては当該各号に定める割合<sup>(注)3</sup>を乗じて得た額以下であることとする。

(1) 前項第1号から第 号(元本が保証されているものに限る。)までに掲げる方法<sup>(注)3</sup> 100分の70

(2) 前項第 号に掲げる方法<sup>(注)3</sup> 100分の

3 この組合は、金銭の信託又は有価証券の信託を行う場合においても前項の規定に従わなければならないものとする。<sup>(注)4</sup>

4 この組合は、共済事業に属する資産を第三者のために担保に供しないものとする。

(注)1 本条は、共済事業組合を行う組合のみが規定するものであり、施行規則第201条及び第202条の規定に基づき適宜規定するものである。

- (注) 2 組合の共済事業に属する資産の運用については、現に行い及び行おうとしている方法のみを規定するものである。
- (注) 3 本項各号は、第1項に規定した方法について、各組合の事業の目的、資産の性質等に照らして、その範囲内において適宜定めて差し支えない。ただし、法第50条の14第1項の承認を受けた組合にあっては、当該承認に係る割合を規定するものである。
- (注) 4 本項については、第1項の規定に応じて適宜規定すればよい。

(投機取引等の禁止)

第74条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

<第74条(投機取引等の禁止)関係>

組合の役員は、いかなる名義をもってするを問わず投機取引のために組合の財産を処分してはならないものであるが、この処分をした役員は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金(共済事業を行う組合の役員にあっては、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)に処せられ、情状によっては懲役及び罰金が併科されることもある(刑法に正条がある場合には適用されない。法第98条。 )。

(組合員に対する情報開示)

第75条 この組合は、この組合が定める規則<sup>(注)</sup>により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

(注) 組合の事業及び財務の状況についてはできる限り組合員に開示されるべきであり、開示する範囲、開示の方法等については、組合ごとの実情に応じて適宜基準を定めるものである。また、共済事業を行っている組合にあっては、法第53条の2の規定に基づき公衆の縦覧に供しなければならないものであるので本条に加え、別に公衆縦覧の条を規定する必要がある。なお、第36条(注)3についても参照のこと。

<第75条(組合員に対する情報開示)関係>

組合員に対する情報開示については、第36条(解説)3を参照のこと。

また、法第53条の2第1項及び第2項において業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧について規定されており、また、同条第6項において共済事業を行う組合及び子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となる情報開示の努力義務が課せられている。

## 第7章 解散

(解散)

第76条 この組合は、総(代)<sup>(注)1</sup>会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員<sup>(注)2</sup>を除く。)が20人未満<sup>(注)3</sup>になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(注)1 第12条(注)1を参照のこと。

(注)2 第6条第1項において、「通学する者」と規定した場合は、「及び第6条第1項の規定による通学する者」を追加するものである。

(注)3 「20人未満」は、法第64条第1項の規定に基づく最低限度の人数であるので、組合の規模及び実情により、さらにこれを例えば「50人未満」、「100人未満」というように多人数にすることは差し支えない。

### <第76条(解散)関係>

1 組合の解散の事由は、法第26条第1項第18号の規定により、定款の法定記載事項である。

2 組合が解散(合併及び破産による解散を除く。)したときは、清算人の申請により(行政庁の解散命令による解散の場合は行政庁の囑託により)、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、解散の事由を証する書面を添付して解散の登記をしなければならない(法第79条)。なお、登記に関しては、第2条(解説)2を参照のこと。

3 組合の解散及び合併の議決は、組合員の半数以上の出席を成立要件とし、3分の2以上の多数決を議決要件とする特別議決事項とされている(法第42条)。さらに、総会の議決による解散及び目的たる事業の成功の不能による解散並びに合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力が生じないものである(法第62条第2項及び第69条第1項)。

4 定款に存立時期を定めた組合にあっては、本条に掲げる事由のほか、その時期の到来によっても解散することは当然である。なお、この場合は、組合員の3分の2

以上の同意があれば、その時期到来後も組合を継続することができる（法第63条第1項）。

- 5 「組合の合併」には、吸収合併と新設合併とがある。吸収合併の場合は、他の組合を吸収する1組合が合併後も存続し、他の組合は皆解散するが、新設合併の場合は、合併しようとする組合が、すべて解散して新たな組合が設立されるものである。  
なお、組合が合併する場合には、従前の組合が解散されたとしても、その清算手続は必要としない。
- 6 「組合の破産」とは、債権者に対する組合の支払不能、すなわち債務超過の場合において裁判所が組合に対し、破産宣告をしたときのことをいうものである。破産は、裁判所が申立により、決定をもって破産の宣告をし、その公告があれば、組合は事業を停止して、破産たる清算手続に入るので当然に解散することとなる。
- 7 行政庁は、法第95条第3項の規定により、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分に違反し、又は組合の業務又は会計の状況について検査を行った結果、正当な理由がなく1年以上休止若しくは成立後1年以内に事業を開始していない場合において、法第95条第1項に規定する組合が採るべき必要な措置の命令に従わなかったときは、解散を命ずることができるものとされている。この行政庁の命令があった場合は、組合は総会の議決をまたず解散することは当然である。
- 8 「第6条第2項の規定による組合員」とは、組合の区域内に勤務地を有する者（地域組合の場合）、組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者（職域組合の場合）で、組合の承認を受けて組合員となったものをいう。
- 9 組合の設立には20人以上の発起人が必要であり、また特別の理由のない限りは、300人以上の賛成者が存することが要件となっている（法第54条、第55条）が、組合員が300人以下となった場合にただちに組合の存続要件を欠くことは、実情に即さない面も多いので、設立した組合の存続要件は発起人の数と同じ数とされているものである（法第64条第1項）。この存続要件の員数の算定にあたっては、第6条第2項の規定による組合員は、特に組合事業を利用することが適当であるということで加入を承認したものであるから、これに算入すべきではない。
- 10 組合員の減少により解散したときは、解散登記をしなければならないことは勿論であるが、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならず（法第64条第2項）、この義務を怠った場合は、理事は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第24号）。
- 11 「通知し、かつ、公告」については、第78条及び第79条を参照のこと。

( 残余財産の処分 )

第 77 条 この組合が解散 ( 合併又は破産による場合を除く。 ) した場合の残余財産 ( 解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。 ) は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総 ( 代 ) ( 注 ) 会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

( 注 ) 第 12 条 ( 注 ) 1 を参照のこと。

< 第 77 条 ( 残余財産の処分 ) 関係 >

法においては、原則として持分計算による払戻しを廃止し、脱退組合員についても払込済出資額以上の持分を払い戻すことは認めていない ( 第 13 条 ( 解説 ) 3 を参照 ) のであるが、解散の場合においては、合併及び破産の場合を除いては、残余財産の組合員への配分が認められている ( 法第 73 条において準用する会社法第 502 条 )。

この財産処分の方法の決定については、法令上特に手続きが定められていないが、財産処分の方法の原則を定款上にあらかじめ定め、とくに支障のない限りこの原則に従って財産処分をすることが望ましいと考えられる。

なお、この財産の組合員への配分は、存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済に必要と認められる財産を留保して残余の財産を分配する場合を除き、組合の債務を弁済した後でなければ行ってはならないものであり ( 法第 73 条において準用する会社法第 502 条 )、これに違反したときは、清算人は、20 万円以下の過料に処せられる ( 法第 100 条第 1 項第 42 号 )。



## 第8章 雑則

### (公告の方法)

第78条 この組合の公告は、以下の方法で行う。(注)1

- (1) 事務所の店頭に掲示する方法
- (2) 官報に掲載する方法
- (3) 日刊新聞紙に掲載する方法
- (4) 電子公告による方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)、(3)及び(4)に規定する方法(注)2により行うものとする。

(注)1 各号のうち組合の実情により、現に行うものを記載するものである。

(注)2 第1項第2号を除き、組合の実情により、現に行うものを記載するものである。

### <第78条(公告の方法)関係>

- 1 「公告の方法」は、法第26条第1項第16号の規定により、消費生活協同組合法又は他の法律の規定により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている場合(例えば組合が出資1口の金額の減少を議決した際の債権者に対する公告)を除き、定款の法定記載事項である。
- 2 「公告の方法」は、設立登記事項及び変更登記事項とされている(法第74条第2項第6号、第77条第1項)が、これについては、第2条(解説)2を参照のこと。
- 3 「組合の公告」とは、組合が組合員と利害関係を有する事項について、組合員全般に知らせることをいい、本模範定款例上組合が公告しなければならない事項は、第51条第4項の規定による規約の変更のうち総(代)会の議決を要しない事項の変更の周知(通知等他の周知方法を行った場合は除く。)、第69条第5項及び第70条第4項の規定による剰余金の割戻しの請求方法、第76条第3項の規定による解散に関する事項等である。

### (組合の組合員に対する通知及び催告)

第79条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に

到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

< 第 79 条（組合の組合員に対する通知及び催告）関係 >

- 1 「組合員に対してする通知」とは、組合が、ある一定の事実、処分又は意思を組合員に知らせることをいい、本模範定款例上は第 8 条第 2 項の規定による組合加入の承認、第 12 条第 2 項の規定による除名、第 48 条第 4 項の規定による総（代）会招集、第 51 条第 4 項の規定による規約の変更のうち総（代）会の議決を要しない事項の変更（公告等他の周知方法を行った場合は除く。）並びに第 76 条第 3 項の規定による解散に関する事項の通知がこれに該当する。
- 2 「組合員に対してする催告」とは、組合が組合員に対して一定の行為をなすべきことを催告することをいう。本模範定款例上において、催告に関しては第 12 条第 1 項に組合が、「出資の払込み（過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払）を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき」は除名できると規定している。
- 3 「組合員名簿」とは、法第 25 条の 2 に規定しているように、各組合員の氏名又は名称、住所、加入年月日、出資口数並びに払込済出資額及びその払込年月日を記載してあるものである。
- 4 組合の組合員に対する通知又は催告については、法第 39 条第 2 項の規定により、事務の煩雑と混乱をさけるために、発行主義がとられ、実際の到達及び接受の時期の如何にかかわらず通常の状態に到達すべきであったときに到達したものとみなすこととされている。

（実施規則）

第 80 条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

< 第 80 条（実施規則）関係 >

「規則」については、第 33 条（解説）3 を参照のこと。

## 附則

### ( 施行期日 )

- 1 この定款は、この組合成立の日<sup>(注)</sup>から施行する。

(注) 現実に施行しようとする年月日を規定するもので、例えば、平成20年4月1日からこの定款を施行しようという場合には、「平成20年4月1日」からと規定するものである。

### ( 成立当初の役員の任期 )

- 2 この組合の成立当初における役員の任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は1年を超えてはならない。

#### < 2 ( 成立当初の役員の任期 ) 関係 >

「成立当初における役員の任期」は、1年を超えない範囲において創立総会において定める期間としなければならないものとされている(法第30条第3項)。

設立当初の役員は、法第56条第1項の規定により、創立総会で選挙又は選任(法第28条第9項)されるものであるが、この創立総会は、20人以上の発起人及び組合経営に必要な数(300人以上)の賛成者で構成されているもので、その後組合員が増加し、事業を正常に開始した状態からみれば、創立総会で議決された内容は、あくまで成立当初の過渡的なものであるから、組合運営の正常化のためにはできるだけ早く通常総(代)会を開き、改めて正規の役員を選挙することが必要であろう。このため、創立総会において選挙又は選任された役員の任期は、特に短くされているもので、役員を総(代)会で選挙又は選任していることとしている組合にあっては、組合成立後第1回の通常総(代)会を必ず1年以内に招集しなければ、法律違反の状態が生ずるので注意を要する。

### ( 成立後第1期の総代 )<sup>(注)</sup>

この組合の成立後第1期の総代の定数、選挙区、選挙の方法その他総代の選挙に関し必要な事項は、第 条及び第 条の規定にかかわらず理事会において定める。

(注) 本項は、総代をおいている組合で、かつ、組合成立後最初の総代選挙に関し必要な事項を理事会で定めることとしている組合のみが規定するものである。

< (成立後第1期の総代)関係 >

総代の定数、選挙区、選挙の方法その他選挙に関し必要な事項は、選挙規約で定めるものであり、この選挙規約は、通常の場合、組合設立後第1回の通常総(代)会で議決されるものであるが、総代をおいている組合にあつては、通常総代会の招集に際してはまず総代を選挙しておかなければ総代会そのものの招集ができない。このため、組合成立後第1期の総代の選挙に関しては、創立総会で選挙された理事の間で定めざるをえず、このため本条をおく必要がある。なお、創立総会においてすでに選挙規約を定めた組合にあつては、本条は必要としない。

(成立当初の事業年度)

- 3 この組合の成立の日の属する事業年度は、第63条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から(翌年) 月 日<sup>(注)</sup>までとする。

(注) 組合成立の年月日が、組合の事業年度の中途である場合には、次年度からの事業年度を正常化するため、本条を規定し、当初の年度の終了日を調整する必要がある。